

## 株式交換に関する事前開示書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 184 条に定める書面)

2025 年 12 月 9 日

株式会社田中化学研究所

2025年12月9日

福井県福井市白方町45字砂浜割5番10  
株式会社田中化学研究所  
代表取締役 社長執行役員 紺藤 哲志

## 株式交換に関する事前開示事項

当社及び住友化学株式会社（以下「住友化学」といい、住友化学と当社を総称して、以下「両社」といいます。）は、2025年10月28日開催の両社の取締役会決議により、それぞれ、住友化学を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施することを決定し、同日、両社間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本株式交換に関する会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第782条第1項及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第184条に定める事前開示事項は下記のとおりです。

### 記

#### 1. 株式交換契約の内容（会社法第782条第1項第3号）

別紙1のとおりです。

#### 2. 交換対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第184条第1項第1号）

別紙2のとおりです。

#### 3. 交換対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第184条第1項第2号）

##### （1）住友化学の定款の定め

別紙3のとおりです。

##### （2）交換対価の換価の方法に関する事項

###### ① 交換対価を取引する市場

住友化学の普通株式（以下「住友化学株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場において取引されております。

###### ② 交換対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者

住友化学株式は、全国の各金融商品取引業者（証券会社等）において、取引の媒介、取次ぎ等が行われております。

③ 交換対価の譲渡その他の処分に制限があるときはその内容  
該当事項はありません。

(3) 交換対価の市場価格に関する事項

本株式交換契約の締結を公表した日（2025年10月28日）の前営業日を基準日として、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における住友化学株式の終値の平均値は、それぞれ468円、444円及び397円です。また、住友化学株式の市場価格等は、東京証券取引所のウェブサイト(<https://www.jpx.co.jp/>)等でご覧いただけます。

(4) 住友化学の過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容

住友化学は、いずれの事業年度においても、金融商品取引法第24条第1項により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

4. 株式交換に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第184条第1項第3号）

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第184条第1項第4号）

(1) 住友化学の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙4のとおりです。

(2) 当社及び住友化学における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象に関する事項

① 当社

イ 当社は、2025年10月28日開催の取締役会において、住友化学との間で、住友化学を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容につきましては、別紙1のとおりです。

ロ 当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、本株式交換により住友化学が当社の発行済株式（ただし、住友化学が保有する当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）において保有する自己株式（本株式交換に関する会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全てを、基準時をもって消却する予定です。

② 住友化学

住友化学は、2025年10月28日開催の取締役会において、当社との間で、住友化学を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容につきましては、別紙1のとおりです。

6. 株式交換が効力を生ずる日以後における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第184条第1項第5号）  
該当事項はありません。

以上

別紙1 株式交換契約の内容

次ページ以降をご参照ください。

## 株式交換契約書

住友化学株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社田中化学研究所（以下「乙」という。）は、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条 (株式交換)

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式の全部（但し、甲が有する乙の株式を除く。）を取得する。

### 第2条 (商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は以下のとおりである。

#### (1) 甲 (株式交換完全親会社)

商 号：住友化学株式会社

住 所：東京都中央区日本橋二丁目 7 番 1 号

#### (2) 乙 (株式交換完全子会社)

商 号：株式会社田中化学研究所

住 所：福井県福井市白方町 45 字砂浜割 5 番 10

### 第3条 (本株式交換に際して交付する株式及びその割当て)

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部（但し、甲が有する乙の株式を除く。）を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（但し、第8条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の数の合計に、以下の算式により算出される株式交換比率（以下「本株式交換比率」という。）を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。

株式交換比率=424 円/甲の普通株式の平均価格

上記算式において「甲の普通株式の平均価格」とは、株式会社東京証券取引所プライム市場における2026年1月13日（同日を含む。）から同年1月16日（同日を含む。）までの4取引日における各取引日（但し、取引が行われなかつた日を除く。）の甲の普通株式1株当たりの終値の単純平均値（但し、小数点以下第1位まで算出し、その小数点第1位を四捨五入する。）とする。また、株式交換比率は、小数点以下第3位まで算出し、その小数点第3位を四捨五入する。

2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その保有する乙の普通株式 1 株につき、本株式交換比率と同数の甲の普通株式を割り当てる。
3. 甲が前各項に従って本割当対象株主に対し交付しなければならない甲の普通株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第 234 条その他の関係法令の規定に従い処理する。

#### **第 4 条 (甲の資本金及び準備金の額)**

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 39 条の規定に従って甲が別途適当に定める金額とする。

#### **第 5 条 (効力発生日)**

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026 年 1 月 30 日とする。但し、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲及び乙は協議して合意の上、これを変更することができる。

#### **第 6 条 (株主総会)**

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項の規定により、本契約につき会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を受けることなく本株式交換を行う。但し、会社法第 796 条第 3 項の規定により、本契約について甲の株主総会の決議による承認を受けることが必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を求める。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、会社法第 783 条第 1 項に定める株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を求める。

#### **第 7 条 (会社財産の管理等)**

乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、また、甲は、2026 年 1 月 16 日以降、効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってその業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産若しくは権利義務に重大な影響を及ぼす行為又は本株式交換の実行若しくは本株式交換の条件に重大な影響を及ぼす行為（効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当、効力発生日以前の日を取得日とする自己株式の取得、並びに株式の分割及び併合を含むが、これらに限られない。）を行おうとする場合には、あらかじめ甲及び乙が協議して合意の上、これを行う。

#### **第 8 条 (乙の自己株式の消却)**

乙は、効力発生日の前日までの乙の取締役会の決議により、基準時において乙が有する自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって乙が取得する自己株式を含む。）の全部を基準時において消却する。

#### **第9条（本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）**

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、協議して合意の上、本株式交換の条件を変更し又は本契約を解除することができる。

#### **第10条（本契約の効力）**

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

- (1) 効力発生日の前日までに、第6条第2項に定める乙の株主総会の決議による承認が受けられない場合
- (2) 第6条第1項但書に該当する場合において、効力発生日の前日までに、同但書に定める甲の株主総会の決議による承認が受けられないとき
- (3) 効力発生日の前日までに、本株式交換について法令上必要な関係官庁の承認等（もしあれば）が得られない場合
- (4) 前条の規定に従い本契約が解除された場合

#### **第11条（準拠法・管轄）**

1. 本契約の準拠法は日本法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関して発生した一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### **第12条（協議事項）**

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲及び乙が誠実に協議して合意の上、これを決定する。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2025年10月28日

甲 東京都中央区日本橋二丁目7番1号  
住友化学株式会社  
代表取締役社長 水戸 信彰 印

2025年10月28日

乙 福井県福井市白方町45字砂浜割5番10  
株式会社田中化学研究所  
代表取締役社長 紺藤 哲志 印

## 別紙2 交換対価の相当性に関する事項

当社は、本株式交換に係る交換対価の相当性に関して、以下のとおり判断しております。

### 1. 交換対価の総数及び割当ての相当性に関する事項

#### (1) 本株式交換に係る割当ての内容

住友化学は、本株式交換に際して、基準時における当社の株主（ただし、住友化学を除きます。）に対し、当社株式に代わり、その有する当社株式の数に、以下の算式により算出される株式交換比率を乗じて得た数の住友化学株式を割り当てます（以下、かかる方法で株式交換比率を算定する方式を「変動制株式交換比率方式」といいます。）。

株式交換比率=424 円（※）／住友化学の普通株式の平均価格

※下記（2）「① 割当ての内容の根拠及び理由」に記載の手法により算定した、当社株式1株当たりの評価額

上記算式において「住友化学の普通株式の平均価格」とは、東京証券取引所プライム市場における2026年1月13日（同日を含みます。）から同年1月16日（同日を含みます。）までの4取引日における各取引日（ただし、取引が行われなかった日を除きます。）の住友化学株式1株当たりの終値の単純平均値（ただし、小数点以下第1位まで算出し、その小数点第1位を四捨五入します。）です。

#### （注1）株式交換比率の計算方法

株式交換比率は、小数点以下第3位まで算出し、その小数点第3位を四捨五入いたします。

#### （注2）株式交換により交付する住友化学株式の数等

住友化学は、基準時における当社の株主の皆様（ただし、以下の当社による自己株式の消却後の株主をいい、住友化学を除きます。）に対し、その保有する当社株式に代えて、その保有する当社株式の数の合計に上記株式交換比率を乗じて得た株数の住友化学株式を交付いたします。

本株式交換により住友化学が交付する株式は、全て住友化学が保有する自己株式（2025年6月30日現在20,519,186株）を用いる予定ですが、不足する場合には、本株式交換による株式の交付に際し、当該不足分に相当する数の普通株式を新たに発行する予定です。

なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する当社の取締役会の決議により、基準時において保有している自己株式（本株式交換に関してなされる会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて当社が取得する自己株式を含みます。）の全てを、基準時をもって消却する予定です。

#### （注3）単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、住友化学の単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなる当社の株主の皆様については、住友化学の定款及び株式取扱規程の定めるところにより、住友化学株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引市場において単元未満株式を売却することはできません。

イ 単元未満株式の買増し制度（100株への買増し）

会社法第194条第1項の規定及び住友化学の定款の規定に基づき、住友化学の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式を住友化学から買い増すことができる制度です。

ロ 単元未満株式の買取請求制度（単元未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、住友化学の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることを住友化学に対して請求することができる制度です。

（注4）1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、1株に満たない端数の住友化学株式の交付を受けることとなる当社の株主の皆様においては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。）に相当する住友化学株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様に交付いたします。

（2）本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

① 割当ての内容の根拠及び理由

住友化学及び当社は、上記「（1）本株式交換に係る割当ての内容」に記載の当社株式1株当たりの価値の決定に当たって公正性及び妥当性を確保するため、それぞれ両社から独立した第三者算定機関及び各種アドバイザーを選定いたしました。住友化学はファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、法務アドバイザーとして長島・大野・常松法律事務所を選定し、当社はファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）を、法務アドバイザーとしてシティユーワ法律事務所を選定し、本格的な検討を開始いたしました。

住友化学と当社は、本株式交換の目的、株式交換比率の算定方式、株式交換比率等について、両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、真摯に交渉・協議を行いました。

通常の株式交換では、公表時に株式交換比率及び対価として交付される株式交換完全親会社の株式数は確定いたしますが、本株式交換では、対価が上場株式である住友化学株式であり、市場株価が変動することから、効力発生日において当社の株主に対して割当交付される住友化学株式に係る価値（時価）は確定いたしません。一方、変動制株式交換比率方式を採用した場合は、株式交換比率及び対価として交付される株式交換完全親会社の株式数は確定いたしませんが、公表時に当社株式の価値を確定し、当社株式1株につき対価として交付される住友化学株式の数を効力発生日直前の一定期間における住友化学株式の平均価格をもとに決定することになるため、効力発生日において当社の株主に対して割当交付される住友化学株式に係る価値（時価）は、予め本株式交換契約締結時に確定することが可能となります。

住友化学及び当社は、当社の株主の皆様に対し最大限配慮することが重要であるという認識の下、この特徴を検証した上で、当社の株主の皆様にとっての有益性を総合的に勘案し、いざれが最適な方式かを慎重に協議した結果、通常の株式交換であれば、当社の株主にとって、本株式交換により割当交付される住友化学株式の価格変動リスクを負担することとなるところ、

変動制株式交換比率方式であれば、当該価格変動リスクを回避することができるメリットがあることを重視し、最終的に、変動制株式交換比率方式が最適な方式であると判断いたしました。

住友化学においては、下記「4. 当社の株主の利益を害さないように留意した事項」に記載のとおり、住友化学のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券から2025年10月27日付で取得した当社の株式価値算定書、法務アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所からの助言、住友化学が当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、慎重に協議・検討いたしました。その結果、住友化学が当社の株式価値を検討する際に前提とした当社の財務予測は、今後の当社における研究開発の進展や当社を取り巻く事業環境に関して、当社による一定の予測を前提としており、それらに関して不確実性が存在すること等を考慮しても、本株式交換の実行可能性や本株式交換を実施しなかった場合に生じうるリスクをも考え合わせれば、当社株式1株当たりの価値を424円とすることは妥当であり、住友化学の株主の皆様の利益に資するとの結論に至ったため、住友化学は当社株式1株当たりの価値を424円として本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

他方、当社においては、下記「4. 当社の株主の利益を害さないように留意した事項」に記載のとおり、当社のファイナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券から2025年10月27日付で取得した当社の株式価値算定書、法務アドバイザーであるシティユーワ法律事務所からの助言、支配株主である住友化学からの独立性及び本株式交換の成否からの独立性を有する委員のみから構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）からの指示、助言及び2025年10月27日付で受領した答申書（以下「本答申書」といいます。本答申書の内容については、当社及び住友化学が2025年10月28日に公表した「住友化学株式会社による株式会社田中化学研究所の完全子会社化に関する株式交換契約締結（簡易株式交換）のお知らせ」（以下「本株式交換プレスリリース」といいます。）の別添資料である2025年10月27日付「答申書」をご参照ください。）の内容等を踏まえて、慎重に協議、検討をいたしました。その結果、当社株式1株当たりの価値を424円とすることは妥当であり、当社の少数株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、当社は当社株式1株当たりの価値を424円として本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。なお、当社は、2025年1月30日付「業績予想の修正に関するお知らせ」及び2025年3月17日付「業績予想及び配当予想の修正に関するお知らせ」において公表しているとおり、2025年3月期の通期業績予想の下方修正を行っておりますが、その後、2025年5月8日付「2025年3月期 決算短信〔日本基準〕（非連結）」において2025年3月期通期決算の実績値を公表していることから、当社株式の市場株価は当該実績値を前提に形成されていると評価でき、既に実績値が公表済みの事業年度に対する過去の業績予想の下方修正は、当社株式1株当たりの価値の妥当性に影響を及ぼさないと判断しております。

以上のとおり、住友化学及び当社は、両社がそれぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率算定の基礎となる当社株式1株当たりの価値の算定結果を参考に、住友化学が当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、住友化学及び当社は、当社株式1株当たりの価値を424円とすることは妥当であり、それぞれの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、当社株式1株当たりの価値を424円として本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

また、対価として交付する住友化学の株式価値については、変動制株式交換比率方式であることから本株式交換の効力発生日直前の株価を採用することが望まれますが、効力発生日前に必要とされる所定の証券保管振替制度上の事務対応期間を設ける必要がありますので、その直前の一定期間における各取引日の終値の単純平均値とすることが妥当と判断いたしました。

## ② 算定に関する事項

### (i) 算定機関の名称及び両社との関係

住友化学の第三者算定機関である野村證券、当社の第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券はいずれも、両社から独立した算定機関であり、両社の関連当事者に該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。なお、野村證券の報酬には、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、住友化学は、同種の取引における一般的な実務慣行等も勘案すれば、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないと判断しております。また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券の報酬には、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、当社は、同種の取引における一般的な実務慣行等も勘案すれば、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないと判断しております。

なお、本特別委員会は、2025年8月18日開催の第1回特別委員会において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券の独立性に特段の問題がないことを確認した上で、当社の第三者算定機関として選任することを承認しております。

(注) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、株式会社三菱UFJ銀行（以下「三菱UFJ銀行」といいます。）と同一の親会社をもつ会社であり、三菱UFJ銀行は、当社に対して銀行取引の一環として融資取引を行っており、また、株主たる地位を有しておりますが、三菱UFJモルガン・スタンレー証券によれば、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第36条第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号。その後の改正を含みます。）第70条の4の適用法令に従い、三菱UFJモルガン・スタンレー証券の社内における当社株式の株式価値の算定を実施する部署は、社内のその他の部署及び三菱UFJ銀行との間において、弊害防止措置として、住友化学及び当社に関する情報について厳格に管理する情報隔壁措置等の適切な利益相反管理体制を構築し、かつ、実施していることから、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、三菱UFJ銀行の判断に影響を受けることなく、独立した立場で当社株式の株式価値の算定を行っているとのことです。

### (ii) 算定の概要

#### イ 野村證券による算定

野村證券は、当社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（2025年10月27日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの直近5営業日、1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しております。）を、また当社の将来の事業活動の状況

を評価に反映するため、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。

各評価方法による当社株式1株当たりの株式価値の算定結果は以下のとおりです。

1株当たりの株式価値の算定結果	
市場株価平均法	396円～424円
DCF法	327円～468円

野村證券は、当社の株式価値の算定に際して、公開情報及び野村證券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。当社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者算定機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。当社の財務予測その他将来に関する情報については、当社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。野村證券の算定は2025年10月27日までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、野村證券の算定は、住友化学の取締役会が当社の株式価値を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

また、野村證券がDCF法による算定の根拠とした当社の財務予測について、対前年度比較において利益及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、増産に向けて新たな生産ラインの段階的な稼働開始が見込まれており、同時に減価償却費も増加するため、2026年3月期における営業利益は大幅な減少を見込んでおり、増産に伴う販売量の増加により、2029年3月期及び2030年3月期における営業利益は大幅な増加を見込んでおります。さらに、上記の理由による運転資本の増減及び生産能力増強のための設備投資額の変動に伴い、2026年3月期及び2028年3月期におけるフリー・キャッシュ・フローは大幅な減少を見込んでおり、2027年3月期、2029年3月期及び2030年3月期におけるフリー・キャッシュ・フローは大幅な増加を見込んでおります。なお、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

#### ロ 三菱UFJモルガン・スタンレー証券による算定

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、当社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価分析を、また当社の将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカウンテッド・キャッシュ・フロー分析（以下「DCF分析」といいます。）を採用し当社株式の株式価値算定を行いました。

各評価方法による当社株式1株当たり株式価値の算定結果は以下のとおりです。

1 株当たり株式価値の算定結果	
市場株価分析	396 円～424 円
D C F 分析	254 円～428 円

市場株価分析では、2025 年 10 月 27 日を算定基準日（以下「基準日」といいます。）として、東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の基準日終値 424 円、同日までの直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 396 円、同日までの直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 401 円及び同日までの直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 410 円を基に、当社株式の 1 株当たり株式価値の範囲を 396 円から 424 円までと算定しております。

D C F 分析では、当社が現時点で合理的に予測可能な期間まで作成した 2026 年 3 月期から 2030 年 3 月期までの事業計画（以下「本事業計画」といいます。）及び一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が 2026 年 3 月期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で割り引くことによって、企業価値及び株式価値を分析し、当社株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 254 円から 428 円までと算定しております。なお、割引率には加重平均資本コストを採用し、6.50%から 7.00%を使用しており、継続価値の算定に当たってはマルチプル法を採用し、E B I T D A マルチプルは業界各社の水準等を踏まえ 5.5 倍～8.0 倍とし、継続価値を 15,426 百万円から 22,437 百万円と算定しております。

三菱UFJ モルガン・スタンレー証券がD C F 分析の算定の前提とした本事業計画に基づく財務予測は以下のとおりです。本事業計画には、対前年度比較において利益及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、増産に向けて新たな生産ラインの段階的な稼働開始が見込まれており、同時に減価償却費も増加するため、2026 年 3 月期における営業利益は大幅な減少を見込んでおり、増産に伴う販売量の増加により、2029 年 3 月期及び 2030 年 3 月期における営業利益は大幅な増加を見込んでおります。さらに、上記の理由による運転資本の増減及び生産能力増強のための設備投資額の変動に伴い、2026 年 3 月期及び 2028 年 3 月期におけるフリー・キャッシュ・フローは大幅な減少を見込んでおり、2027 年 3 月期、2029 年 3 月期及び 2030 年 3 月期におけるフリー・キャッシュ・フローは大幅な増加を見込んでおります。

なお、当該財務予測における 2026 年 3 月期の売上高（35,597 百万円）は、当社による本事業計画の策定に際して、足元の事業進捗状況を反映しているため、当社が 2025 年 5 月 8 日付で開示した「2025 年 3 月期決算短信〔日本基準〕（非連結）」における 2026 年 3 月期の業績予想（売上高 46,000 百万円）と異なりますが、詳細については当社が 2025 年 10 月 28 日付で公表した「業績予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

また、本事業計画は、本株式交換の取引条件の妥当性を検討することを目的として、過去の業績や足元の収益状況、二次電池市場の動向等を踏まえて作成したものであり、当社における独立した社内検討体制のもとで策定されたものです。

本株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることは困難であるため、当該財務予測には加味しておりません。

(単位：百万円)

	2026年 3月期	2027年 3月期	2028年 3月期	2029年 3月期	2030年 3月期
売上高	35,597	31,138	35,923	40,997	45,978
営業利益	△778	△838	△661	△143	360
EBITDA	1,756	1,839	1,989	2,382	2,801
フリー・キャッシュ・フロー	△2,155	1,235	△576	△85	2,483

(注) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析及びその基礎となる当社株式の株式価値の分析は、当社の取締役会の参考に資するためのみに同取締役会に宛てたものです。当該分析は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券又はその関係会社による財務上の意見又は推奨を構成するものではなく、当社又は住友化学の株主に対して、本株式交換への賛同並びに株式の譲渡及び譲受、議決権の行使等の株主権行使、本株式交換に対する同意・その他の関連する事項について意見を述べたり、また、推奨を行うものではありません。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、当社株式の株式価値の分析・算定に際し、既に公開されている情報又は当社若しくは住友化学によって提供等され入手した情報が正確かつ完全なものであることを前提としてこれに依拠しており、当該情報の正確性及び完全性につき独自の検証を行っておりません。また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、財務予測につき、当社の財務状況に関する現時点で入手可能な最善の予測及び判断を反映するものとして当社の経営陣によって合理的に用意・作成されたものであることを前提としております。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、法務、会計、税務に関するアドバイザーではありません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券はファイナンシャル・アドバイザーであり、法務、会計、税務に関する問題については独自の検証を行うことなく、当社及び当社の法務、会計、税務アドバイザーによる判断に依拠しています。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、当社、住友化学及びそれらの関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、また評価・査定の提供を一切受けておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析は、基準日現在における経済、金融、市場、その他の状況を前提としており、かつ、基準日現在において三菱UFJモルガン・スタンレー証券が入手している情報に基づくものです。基準日以降に発生する事象が三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析及び株式価値算定書の作成に用いられた前提に影響を及ぼす可能性はありますが、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、株式価値算定書及び分析を更新、改訂又は再確認する義務を負うものではありません。加えて、株式価値算定書の作成及びその基となる分析は、複雑な過程を経ており、必ずしも部分的な分析や要約した記載に適したものではありません。本書で記載されている特定の分析に基づく評価レンジを、当社の実際の価値に関する三菱UFJモルガン・スタンレー証券による評価であると捉えることはできません。

## 2. 住友化学の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換に際して増加する住友化学の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従って住友化学が別途適切に定める金額となります。かかる取扱いは、住友化学の財務状況、資本政策その他事情を総合的に考慮・検討して法令の範囲内で決定するものであり、相当であると判断しております。

## 3. 交換対価として住友化学株式を選択した理由

当社及び住友化学は、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社である住友化学の株式を選択いたしました。

当社は、かかる交換対価につき、①住友化学株式が東京証券取引所プライム市場に上場されており、本株式交換の効力発生後も、引き続き同市場において取引機会が確保されていること、及び②当社の株主の皆様は、住友化学株式を交換対価として受け取ることにより本株式交換によるシナジーを享受することも期待できることを考慮して、上記の選択は適切であると考えております。

なお、本株式交換により、その効力発生日（2026年1月30日（予定））をもって、当社は住友化学の完全子会社となり、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従って、2026年1月28日で上場廃止（最終売買日は2026年1月27日）となる予定です。なお、現在の本株式交換の効力発生日が変更された場合には、上場廃止日も変更される予定です。

当社株式が上場廃止となった後も、本株式交換により当社の株主の皆様に割り当てられる住友化学株式は東京証券取引所プライム市場に上場されており、本株式交換の効力発生日以後も金融商品取引所市場での取引が可能であることから、本株式交換により住友化学株式の単元株式数である100株以上の住友化学株式の割当てを受ける当社の株主の皆様に対しては、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、本株式交換により、住友化学株式の単元株式数である100株に満たない住友化学株式の割当てを受ける当社の株主の皆様については、そのような単元未満株式を金融商品取引所市場において売却することはできませんが、その保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができます。また、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式を住友化学から買い増すことも可能です。詳細については、上記1.「(1) 本株式交換に係る割当ての内容」（注3）「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、本株式交換に伴い1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記1.「(1) 本株式交換に係る割当ての内容」（注4）「1株に満たない端数の取扱い」をご参照ください。

なお、当社の株主の皆様は、最終売買日である2026年1月27日（予定）までは、東京証券取引所スタンダード市場において、その保有する当社株式を従来通り取引することができるほか、基準時まで会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

## 4. 当社の株主の利益を害さないように留意した事項

両社は、住友化学が既に当社株式16,407,200株（2025年9月30日現在の発行済株式数（32,533,000株）から当社の自己株式数（1,253株）を控除した株式数（32,531,747株）に占める割合にて50.4%）を保有し、当社が住友化学の連結子会社に該当することから、本株式交換に際しては、利益相反を回避して公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含みます。）を実施しております。

### （1）両社における独立した第三者算定機関からの算定書の取得

本株式交換に用いられる株式交換比率に関する意思決定に当たって公正性を期すため、住友化学は、両社から独立した第三者算定機関である野村證券を選定し、2025年10月27日付で、当社の株式価値に関する算定書を取得し、また、当社は、両社から独立した第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券を選定し、2025年10月27日付で、当社株式の株式価値に関する算定書を取得いたしました。

上記各算定書の概要は上記1.（2）「② 算定に関する事項」をご参照ください。なお、両社は、いずれも各第三者算定機関から、当社株式1株当たりの価値が住友化学又は当社の株主にとって財務的見地より公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

### （2）独立した法律事務所からの助言

住友化学は、本株式交換に関する法務アドバイザーとして、長島・大野・常松法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。なお、長島・大野・常松法律事務所は、両社から独立しており、両社との間で重要な利害関係を有しません。

他方、当社は、本株式交換の法務アドバイザーとして、シティユーワ法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。なお、シティユーワ法律事務所は、両社から独立しており、両社との間で重要な利害関係を有しません。また、本特別委員会は、2025年8月18日開催の第1回特別委員会において、シティユーワ法律事務所の独立性に特段の問題がないことを確認した上で、当社の法務アドバイザーとして選任することを承認しております。

### （3）当社における独立性を有する特別委員会の設置及び答申書の取得

#### ① 設置等の経緯

当社は、2025年8月1日、住友化学から本株式交換の提案（以下「本提案」といいます。）を受け、本株式交換に関する具体的な検討を開始するに際し、取締役会において、本株式交換の是非を審議及び決議するに先立って、本株式交換に係る取締役会の意思決定に慎重を期し、また、取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることが当社の一般株主にとって公正なものであるといえるかどうかについての意見を取得することを目的として、2025年8月5日、久野和雄氏（当社社外取締役兼独立役員）、深堀敬子氏（当社社外取締役）、井上毅氏（当社社外取締役（監査等委員）兼独立役員）及び藤井宏澄氏（当社社外取締役（監査等委員）兼独立役員）の4名により構成される本特別委員会を設置いたしました。また、本特別委員会の委員の互選により本特別委員会の委員長として久野和雄氏が選定されました。もっとも、その後、深堀敬子氏については、本株式交換の当事会社である住友化学の役職員は兼務していないものの、2023年6月まで住友化学の子会社である広栄化学株式会社（以下「広栄化学」といいます。）の業務執行取締役に就任していた経歴を踏まえると、本特別委員会の委員として求められる独立性に一定の疑義が生じる可能性が判明したため、同氏は2025年10月17日付で本特別委員会の委員を辞任いたしました。そのため、同日以降、本特別委員会は、久

野和雄氏（当社社外取締役兼独立役員）、井上毅氏（当社社外取締役（監査等委員）兼独立役員）及び藤井宏澄氏（当社社外取締役（監査等委員）兼独立役員）の3名により構成されています。この点、本特別委員会は、深堀敬子氏が委員を辞任した後の2025年10月21日に開催された第9回会合において、同氏が委員として関与していた第1回乃至第8回会合における本特別委員会の検討プロセスを改めて慎重に検証いたしましたが、本特別委員会における協議・検討の具体的な状況に照らし、本特別委員会の委員である3名は、当社の独立社外役員として、それぞれが独立した立場で検討を進めてきたものと考えており、当該3名の委員構成で個別の検討プロセスを改めて実施し直す必要までは認められないとの判断に至っております（詳細については、下記「② 検討の経緯」をご参照ください。）。

なお、本特別委員会の委員の報酬は、本株式交換の成否及び答申内容にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

また、当社は、本特別委員会に対して、(a) 本株式交換の目的の合理性（本株式交換が当社の企業価値の向上に資するか否かを含む。）、(b) 本株式交換の取引条件（本株式交換に係る株式交換比率を含む。）の公正性、(c) 本株式交換に係る手続の公正性、(d) 上記(a)から(c)を踏まえ、本株式交換の実施を決定することが当社の一般株主にとって公正であるといえるか（以下「本諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。加えて、当社は、本特別委員会を取締役会から独立した会議体として位置付け、取締役会は、本株式交換に関する意思決定を行うに際して、本答申書において示された本特別委員会の意見を最大限尊重するものとし、特に、本特別委員会が取引条件を妥当でないと判断した場合には、取締役会は、本株式交換を行う旨の意思決定を行わないこととする旨を決議しております。

あわせて、当社は、本特別委員会に対して、(ア) 本特別委員会が自ら交渉を行うこともできるほか、適時に交渉状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、取引条件に関する交渉過程に実質的に関与することができる権限、(イ) 必要に応じて自らの外部アドバイザー等（ファイナンシャル・アドバイザー、第三者算定機関、リーガル・アドバイザー等）を選任し（この場合の費用は当社が負担する。）、又は、当社が選任する外部アドバイザー等について、指名又は承認（事後承認を含む。）し、本特別委員会として、当社が選任する外部アドバイザー等を信頼して専門的助言を求めることができると判断した場合には、当該アドバイザー等を活用することができる権限、並びに（ウ）答申を行うに当たって必要となる一切の情報の収集を当社の役員及び従業員並びに外部アドバイザー等に対して求めることができる権限を付与することを決議しております。

## ② 検討の経緯

本特別委員会は、2025年8月18日から2025年10月27日までに、合計11回にわたって開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて隨時協議等を行う等して、本諮問事項について慎重に検討を行いました。

具体的には、本特別委員会は、当社が選任した第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券及び法務アドバイザーであるシティユーワ法律事務所について、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認し、その選任を承認いたしました。その上で、住友化学及び当社の両社から、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景・経緯、本株式交換により創

出されるシナジーの内容、本株式交換後の経営方針、従業員の取扱い等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、当社からは、本事業計画の作成手続及び内容についても説明を受け、質疑応答を行いました。また、当社の第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券から、当社株式の株式価値の算定方法及び算定結果の説明を受け、質疑応答を行いました。さらに、当社の法務アドバイザーであるシティユーワ法律事務所から、本株式交換に係る当社の取締役会の意思決定の方法・過程等、本特別委員会の運用その他の本株式交換に係る手続面の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関して助言を受けております（以下総じて「本検討過程」といいます。）。

本特別委員会は、両社の間における本株式交換に係る協議・交渉の経緯及び内容について適時に報告を受けた上で、住友化学から株式交換比率についての最終的な提案を受けるまで複数回にわたり交渉の方針等について協議を行い、当社に意見する等して、住友化学との交渉過程に実質的に関与しております。

なお、上記「① 設置等の経緯」に記載のとおり、深堀敬子氏については、本株式交換の当事会社である住友化学の役職員は兼務していないものの、2023年6月まで住友化学の子会社である広栄化学の業務執行取締役に就任していた経歴を踏まえると、本特別委員会の委員として求められる独立性に一定の疑義が生じる可能性が判明したため、同氏は2025年10月17日付で本特別委員会の委員を辞任しております（なお、同氏は、2023年6月から広栄化学の非常勤取締役に就任しておりますが、広栄化学の業務執行者には該当しないことから、現在の同氏の役職自体は独立性の観点から問題はないと考えております。）。同氏は、2025年10月17日までに開催された第1回乃至第8回会合において、本特別委員会の委員として、本検討過程に関与するとともに、住友化学からの本株式交換における株式交換比率の提案に関する回答方針の検討に一部参加するなど、本諮問事項の検討に一定期間関与しております。もっとも、深堀敬子氏の辞任後に開催された第9回会合において、深堀敬子氏を除く本特別委員会の委員3名（久野和雄氏（当社社外取締役兼独立役員）、井上毅氏（当社社外取締役（監査等委員）兼独立役員）及び藤井宏澄氏（当社社外取締役（監査等委員）兼独立役員））は、当社の独立社外役員として、それぞれが独立した立場で本諮問事項に関する検討を進めてきたこと、また、本特別委員会の会合において本特別委員会としての意見や方針等を決定する際には、全て委員の全員一致で決定しており、かつ、深堀敬子氏が本特別委員会としての意見を恣意的に誘導したなどの事情も認められず、深堀敬子氏の関与の有無によってこれまでの本特別委員会としての意見や方針等が覆るものではないことを踏まえると、当該3名の委員構成で個別の検討プロセスを改めて実施し直す必要までは認められないと判断しております。

本特別委員会は、かかる手続を経て、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行い、本株式交換の実施を決定することが当社の一般株主にとって公正なものである旨の答申書を、2025年10月27日付で、委員全員の一致で、当社の取締役会に対して提出しております。本答申書の内容については、本株式交換プレスリリースの別添資料である2025年10月27日付「答申書」をご参照ください。

#### （4）当社における利害関係を有しない取締役全員の承認

当社は、シティユーワ法律事務所から得た法的助言、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から取得した当社株式の株式価値に関する算定書の内容、本特別委員会から入手した本答申書、本

特別委員会が住友化学との間で実施した複数回にわたる継続的な協議の内容及びその他の資料を踏まえ、住友化学による本株式交換が当社の企業価値の向上に資するか、株式交換比率を含む本株式交換に係る取引条件が公正なものかについて慎重に審議・検討を行った結果、2025年10月28日開催の当社の取締役会において、本株式交換契約を締結することを決議しております。

上記の当社の取締役会においては、当社が住友化学の子会社であり、本株式交換が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が類型的に存在する取引に該当することに鑑み、当社の取締役会における審議及び決議がこれらの問題による影響を受けるおそれを排除する観点から、当社の取締役7名のうち、2025年3月まで住友化学に在籍していた紺藤哲志氏、現在住友化学の専務執行役員を兼務している山口登造氏、及び現在住友化学の子会社である広栄化学の非常勤取締役を兼任し、2023年6月までは同社の業務執行取締役に就任していた深堀敬子氏を除く4名の取締役により審議の上、全員一致により上記決議を行っております。

また、当社の取締役のうち、紺藤哲志氏、山口登造氏及び深堀敬子氏（ただし、深堀敬子氏については、本特別委員会の委員を辞任して以降）は、上記取締役会を含む本株式交換に係る取締役会の審議及び決議には参加しておらず、かつ、当社の立場で本株式交換の協議及び交渉にも参加しておりません。

#### （5）当社における独立した検討体制の構築

当社は、住友化学から独立した立場で、本株式交換に係る検討、交渉及び判断を行う体制を社内に構築いたしました。具体的には、当社は、2025年8月1日に、住友化学より本提案を受領した日以降、本株式交換に関する検討（当社株式の株式価値の算定の基礎となる事業計画の作成を含みます。）並びに住友化学との協議及び交渉を行う体制を構築いたしました。

本特別委員会は、2025年8月18日開催の第1回特別委員会において、シティユーワ法律事務所の助言を踏まえ、本株式交換について社内で検討、交渉及び判断を行うにあたり、当社の取締役のうち2025年3月まで住友化学に在籍していた紺藤哲志氏及び現在住友化学の専務執行役員を兼務している山口登造氏並びに住友化学から当社に出向している従業員については、本株式交換に関して利害関係を有すると考えられることから、本株式交換に関する検討、住友化学との協議及び交渉には一切参加しないこととする旨を確認いたしました。これらの取扱いを含めて、当社の検討体制に独立性、公正性の観点から問題がないことについて、本特別委員会の承認を得ております。

なお、上記（3）「① 設置等の経緯」に記載のとおり、深堀敬子氏については、本特別委員会の委員を辞任しておりますが、本特別委員会の委員の辞任後においては、本特別委員会には一切参加しておらず、住友化学との協議及び交渉には一切参加しておりません。

#### （6）他の買収者による買収提案の機会の確保（マーケット・チェック）

住友化学及び当社は、当社が住友化学以外の買収提案者（以下「対抗的買収提案者」といいます。）と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を一切行っておりません。

また、本株式交換契約を承認するための当社の臨時株主総会は本株式交換契約の締結が公表されてから約2ヶ月後である2025年12月25日に開催予定であり、他の企業買収の事例と比しても、対抗的買収提案者による機会が十分に確保されていると考えております。

別紙3 住友化学の定款

次ページ以降をご参照ください。

# 定 款

(2025年6月)

# 住友化学株式会社定款

## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は住友化学株式会社と称し、英文では SUMITOMO  
CHEMICAL COMPANY, LIMITED と記載する。

(本店の所在地)

第2条 当会社は本店を東京都中央区に置く。

(目 的)

第3条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の製品の製造、加工および売買
  - (1) 無機工業薬品、有機工業薬品、肥料および工業用ガス
  - (2) 合成樹脂、合成ゴムその他石油化学製品および高分子化合物
  - (3) 染料その他各種化成品
  - (4) 殺虫剤、殺菌剤、除草剤その他農薬
  - (5) 医薬品、医薬部外品、動物用医薬品、診断薬、医療用具、医療材料、飼料、飼料添加物、酵素および食品添加物
  - (6) 軽金属、希有金属その他各種金属および希土類ならびにその化合物
  - (7) 炭素繊維その他各種繊維、複合材料およびセラミックスならびにその原料
  - (8) 電子機器および部品ならびにその材料
  - (9) 土木建築用資材、住宅用資材および農芸用資材
  - (10) 前記各製品に関連する製品
  - (11) 前記各製品の加工品
2. 前号に掲げる製品の輸出および輸入
3. 食品、種苗および農水産物の生産、加工、売買、輸出および輸入
4. 化学工業用、食品工業用、原子力産業用、電子産業用、環境保全用、農芸用その他各種機械設備、システム、機器の調査、研究、設計、製作、施工および売買ならびにこれらに関する運転、保全等の受託および技術指導
5. 医療、保健、体育に関する技術指導および機器の開発、製作および売買ならびにこれらに関するシステムおよび施設の運営
6. 化学分析その他各種分析、試験および検査ならびにこれらに関する調査の受託および技術指導
7. 情報の収集および処理の受託ならびにこれらに関するシステムの開発、技術指導および各種情報の提供
8. 各種建設工事の設計、施工および監理ならびにこれらに関する技術指導
9. 土地建物の売買、賃貸借および管理

10. 労働者派遣事業および職業紹介事業
11. 損害保険の代理業および生命保険の募集に関する業務
12. 貨物自動車運送事業、貨物運送取扱事業、内航海運業、港湾運送事業および倉庫業
13. 産業廃棄物および一般廃棄物の収集、運搬、処理および再生
14. 電気の供給事業
15. 石油類、その他の鉱物資源およびそれらの副産物の精製、加工、売買、輸出および輸入
16. 前各号に付帯関連する一切の事業

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数および単元株式数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は50 億株とする。

- ② 当会社の単元株式数は 100 株とする。

(基 準 日)

第7条 当会社は毎事業年度末日において株主名簿に記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。

- ② 前項のほか必要あるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(単元未満株式の買増請求)

第8条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。

- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式の取扱)

第10 条 当会社の株式に関する取扱および手数料については、取締役会の定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

(開催時期)

第11 条 当会社の定時株主総会は毎年6月に開催する。

- ② 前項のほか必要あるときは臨時株主総会を開催する。

(開催場所)

第12 条 株主総会は、本店所在地もしくはこれに隣接する地、または大阪市もしくはこれに隣接する地において開催する。

(議長)

第13 条 株主総会の議長は社長がこれに当り、社長に事故があるときはあらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに当る。

(電子提供措置等)

第14 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の要件)

第15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当る多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16 条 株主は議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は代理権を証明する書面を当会社に差出さなければならない。

### 第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第17 条 当会社に取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名以内を置く。

② 当会社に監査等委員である取締役 5名以内を置く。

(取締役の選任)

第18 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第19 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

④ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役会の招集通知)

第20 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第21 条 当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

(代表取締役等)

第 22 条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）中から代表取締役若干名を選定する。

② 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）または執行役員中から社長 1 名を選定する。

③ 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）中から会長および副会長各 1 名を選定することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 23 条 当会社は、会社法第 399 条の13第6項の規定により、取締役会の決議によつて重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役の報酬等)

第 24 条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役の損害賠償責任)

第 25 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する額とする。

(執行役員)

第26 条 取締役会はその決議によって執行役員を置き、当会社の業務を分担して執行させることができる。

## 第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第27 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

(常勤の監査等委員)

第28 条 監査等委員会はその決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

## 第 6 章 計 算

(事業年度)

第29 条 当会社の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第30 条 当会社は剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第31 条 当会社の期末配当の基準日は毎年 3 月 31 日とする。

② 当会社の中間配当の基準日は毎年 9 月 30 日とする。

③ 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第32 条 配当金がその支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

(附則)

第144期定期株主総会の終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する当会社に対する損害賠償責任を限定する契約については、同定期株主総会の決議による変更前の定款第 31 条の定めるところによる。

別紙4 住友化学の最終事業年度に係る計算書類等の内容

次ページ以降をご参照ください。

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当期の世界経済は、生成AI需要の拡大による米国を中心とした生産、貿易の回復や、サービス業の好調な経済活動により、底堅い成長を維持しました。また、国内経済についても、家計の節約志向の高まりを主因として年度後半に個人消費の伸びが鈍化したもの、インバウンド需要の拡大や堅調な設備投資の継続などにより、景気は緩やかに回復しました。

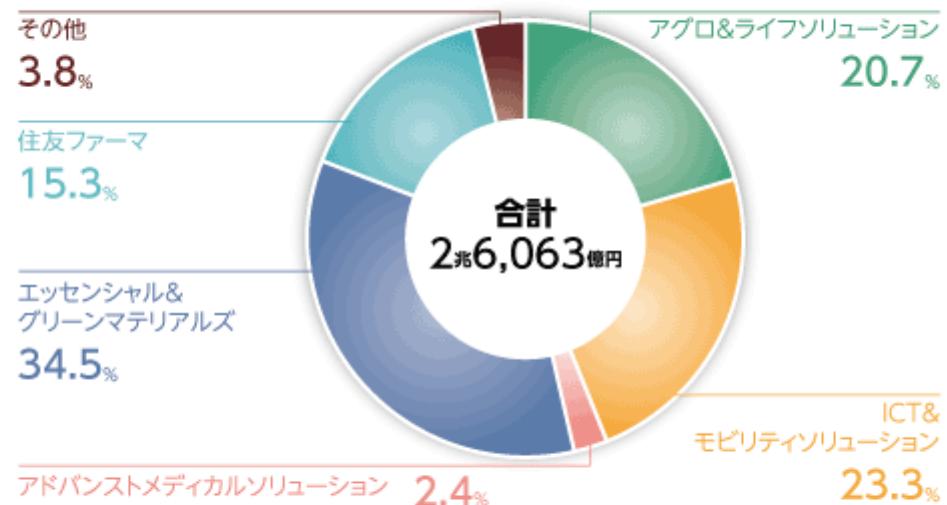
このような中、当社グループは、短期集中業績改善策と抜本的構造改革を強力に進めてまいりました。この結果、当社グループの当期の売上収益は、前期に比べ1,594億円増加し、2兆6,063億円となりました。損益面では、コア営業利益（注）は1,405億円、営業利益は、ペトロ・ラービング社に対する貸付金の債務免除に伴い持分法による投資利益等を計上したことにより1,930億円、親会社の所有者に帰属する当期利益は、ペトロ・ラービング社に対する貸付金の債権放棄に伴う損失等を計上し386億円となりました。いずれの損益段階においても前期を大幅に上回りました。当社単独では、売上高は8,566億円、当期純利益は242億円がありました。

（注）コア営業利益は、持分法による投資損益を含む営業損益から非経常的な要因により発生した損益を控除した経常的な収益力を表す損益概念であります。

当期の期末配当につきましては、1株につき6円とさせていただくことといたしました。これにより、中間配当（1株につき3円）を含めました当期の年間配当は、前期と同額の1株につき9円となっております。

## 部門別の状況

### (ご参考) 売上収益構成比



### 売上収益 前期比較

	第143期	第144期	増減
アグロ&ライフソリューション	5,156	5,402	246
ICT&モビリティソリューション	5,874	6,070	196
アドバンストメディカルソリューション	585	621	37
エッセンシャル & グリーンマテリアルズ	8,859	8,990	132
住 友 フ ア ー マ	3,138	3,980	842
そ の 他	858	999	141
合 計	24,469	26,063	1,594

- (注) 1. 2024年10月1日付で「エッセンシャルケミカルズ」、「エネルギー・機能材料」、「情報電子化学」、「健康・農業関連事業」および「医薬品」の5部門から、「アグロ&ライフソリューション」、「ICT&モビリティソリューション」、「アドバンストメディカルソリューション」および「エッセンシャル&グリーンマテリアルズ」の4部門に再編、改組しました。
2. 総括について、前期までは「エッセンシャルケミカルズ」、「エネルギー・機能材料」、「情報電子化学」、「健康・農業関連事業」、「医薬品」および「その他」に区分して説明しておりましたが、当期からは「アグロ&ライフソリューション」、「ICT&モビリティソリューション」、「アドバンストメディカルソリューション」、「エッセンシャル&グリーンマテリアルズ」、「住友ファーマ」および「その他」に区分して説明しており、「住友ファーマ」はIFRSの開示基準に基づき個別の報告セグメントとして表記しております。
3. 前期との比較については、前期の区分を当期の区分に組み替えて比較しております。

## アグロ&ライフソリューション

### 主要な製品・事業

農薬 / 肥料 / 農業資材 / 家庭用・防疫用殺虫剤 / 热帶感染症対策資材 / 飼料添加物等

農薬は米州地域において市況が悪化しましたが、インド等において出荷が堅調に推移しました。メチオニン（飼料添加物）は前期に比べ市況が上昇しました。この結果、売上収益は前期に比べ、246億円増加し5,402億円となりました。コア営業利益は、前期に比べ286億円増加し550億円となりました。



## ICT&モビリティソリューション

### 主要な製品・事業

光学製品 / 半導体プロセス材料 / 化合物半導体材料 / タッチセンサーパネル / 高純度アルミニウム・アルミナ / 化成品 / 添加剤 / エンジニアリングプラスチックス / 電池部材等

ディスプレイ関連材料、半導体プロセス材料である高純度ケミカルやフォトレジストのいずれも、需要の拡大により出荷が増加しました。この結果、売上収益は前期に比べ、196億円増加し6,070億円となり、コア営業利益は前期に比べ205億円増加し706億円となりました。

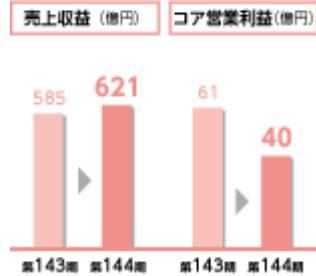


## アドバンストメディカルソリューション

### 主要な製品・事業

低分子医薬分野、オリゴ核酸医薬分野、再生・細胞医薬分野のCDMO（製法開発、製造受託）事業等

医薬品原薬・中間体については出荷が堅調に推移しました。この結果、売上収益は前期並みの621億円となりました。コア営業利益は固定費の増加等により前年に比べ21億円減少し40億円となりました。

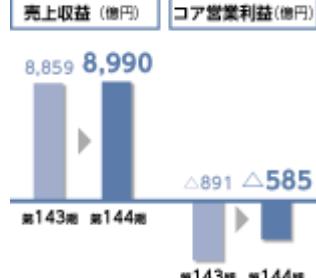


## エッセンシャル & グリーンマテリアルズ

### 主要な製品・事業

合成樹脂 / 合成繊維原料 / 各種工業薬品 / メタアクリル / 合成樹脂加工製品 / 普通アルミニウム・アルミナ / 合成ゴム等

合成樹脂やメタアクリル、各種工業薬品等は原料価格の上昇により、販売価格が上昇しました。一方で、事業撤退に伴い、アルミニウム等の出荷が減少しました。この結果、売上収益は前期に比べ、132億円増加し8,990億円となりました。コア営業損益は持分法適用会社であるペトロ・ラビング社の業績が悪化した一方で、市況の改善により、前期に比べ306億円改善し585億円の損失となりました。



## 住友ファーマ

### 主要な製品・事業

#### 低分子医薬品

北米においてオルゴビクス（進行性前立腺がん治療剤）、マイフェンブリーゼ（子宮筋腫・子宮内膜症治療剤）、ジェムテサ（過活動膀胱治療剤）の売上が拡大しました。一方、国内においては、薬価改定等の影響がありました。この結果、売上収益は前期に比べ、842億円増加し3,980億円となりました。コア営業利益は、売上収益の増加に加え、北米グループ会社の再編等による事業構造改善効果の発現や研究開発投資の選択と集中による削減等により、研究開発費を含む販売費及び一般管理費が大きく減少したことから、前期に比べ1,618億円改善し353億円となりました。

なお、再生・細胞医薬のCDMO（製法開発・製造受託）事業は本セグメントに属さないことや当社連結決算処理の影響等により、本セグメントの売上収益およびコア営業利益は、連結子会社である住友ファーマ株式会社の売上収益およびコア営業利益と異なります。

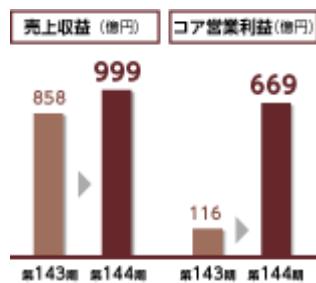


## その他

### 主要な製品・事業

#### 放射性診断薬 / 電力・蒸気の供給 / 化学産業設備の設計・工事監督 / 運送・倉庫業務等

上記5部門以外に、放射性診断薬、電力・蒸気の供給、化学産業設備の設計・工事監督、運送・倉庫業務等を行っております。これらの売上収益は前期に比べ、141億円増加し999億円となり、連結子会社であった日本メジフィジックス株式会社の株式譲渡、連結子会社であった住友ケミカルエンジニアリング株式会社および持分法適用会社であった住友ベークライト株式会社の一部株式譲渡により、コア営業利益は前期に比べ553億円増加し669億円となりました。



なお、コア営業利益から営業利益への調整は、以下のとおりであります。

(単位：億円)

科 目	金 額
コア営業利益	1,405
持分法による投資損益（非経常要因）	836
固定資産売却益	143
残存持分の公正価値測定による評価損益	94
条件付対価に係る公正価値変動	24
減損損失	△263
事業構造改善費用	△236
その他	△74
営業利益	1,930

(注) 営業利益に含まれる持分法による投資損益206億円の内訳は、経常的な要因により発生した損益△629億円、非経常的な要因により発生した損益836億円であります。

## 設備投資の状況

当期は、生産設備の新增設、更新および合理化等総額1,317億円の投資を行いました。

当期に完成した主要設備は、アドバンストメディカルソリューション部門での当社の低分子医薬製造工場（新設）、およびその他事業での当社の千葉地区新研究棟（新設）であります。

当期建設中の主要設備は、ICT & モビリティソリューション部門での海外子会社の半導体用プロセスケミカル工場（新設）、当社の液浸ArF露光機導入、および当社のOLEDディスプレイ・車載用偏光板液晶塗工自製化であります。

## 資金調達の状況

当期の資金需要に対応するため、銀行借入および社債の発行を中心に資金調達を行いました。

また、2024年12月に初回任意償還日を迎える第2回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）1,000億円の借換を目的として、2024年9月に第3回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）1,000億円を発行いたしました。

期末借入金残高（社債を含む）は前期に比べ2,774億円減少し、1兆2,861億円となりました。

## (2) 対処すべき課題

### 2022-24年度中期経営計画：総括

ペトロ・ラービングを中心とした石油化学関連事業での著しいマージンの悪化に加え、住友ファーマの非定型抗精神病薬ラツーダのパテントクリフが重なったこと等により、2023年度の業績は約1,500億円のコア営業損失を計上することになりました。これに対し、短期集中業績改善策および抜本的構造改革を全社一丸となって進めた結果、2024年度のコア営業利益は1,405億円となり、V字回復を達成することができました。

短期集中業績改善策については、ベストオーナー視点での事業売却等を進めたほか、在庫削減、投資

厳選、資産の売却等により、約7,000億円のキャッシュを創出しました。

抜本的構造改革（再興戦略）については、住友ファーマとペトロ・ラービングという2つの課題解決に向けた施策を打ち出しました。住友ファーマでは、徹底的なコスト削減や基幹3製品の拡販で2024年度での黒字化を達成するとともに、ペトロ・ラービングでは、債権放棄を含む財務リストラを実施しました。残る課題については、本中期経営計画期間中に解決の目途をつけるべく、取り組んでいきます。



## 長期的に目指す姿

当社は、創業以来、住友の事業精神「自利利他公私一如」（住友の事業は、住友自身を利するとともに、国家を利し、かつ社会を利するものでなければならない）のもと、自らの成長と社会への貢献を実現してきました。そして、この考え方を基軸に、長期的に目指す企業像を「Innovative Solution Provider」と定めました。

この目指す企業像に向け、当社が強みを持つ技術や事業のアセットから、取り組むべき社会課題を「食糧」「ICT」「ヘルスケア」「環境」に定めるととも

に、2024年10月、これらの4つの課題に対応して事業部門を再編しました。

それぞれの事業部門では、これまで培ってきた当社固有の6つのコア技術、そしてそこから生まれる3つのX（GX・DX・BX）を切り口とした重要アセットを活用することで、革新的なソリューションを次々と生み出し、広く社会へ提供していきます。そして、この先もグローバルに存在感のある会社であり続けるとともに、持続的な企業価値向上を目指していきます。

# Innovative Solution Provider

～イノベーティブな技術で社会課題を解決する企業へ～



## 2025-27年度中期経営計画：全社方針

新たな中期経営計画のスローガンについては、「現状を超え、更なる高みに飛躍する」という意味をあらわす「Leap Beyond」としました。

今後、先行きが一段と不透明な事業環境が見込まれる中で、新しい発想をもって変革を続けることで、成長軌道へと回帰するとともに、その先の持続的成長を遂げていくという想いを込めています。

このスローガンのもとで、本年4月から新たな経営体制をスタートさせています。当面の成長ドライバーとなる「アグロ＆ライフ」「ICT＆モビリティ」領域への

経営資源の集中により、事業ポートフォリオの高度化を加速させます。また、ROIC志向経営を再徹底することで、収益力・資本効率の改善に注力します。

2027年度の財務目標に関しては、コア営業利益2,000億円、親会社の所有者に帰属する当期利益は1,000億円、ROE 8%、ROIC 6%としました。本中期経営計画で掲げた5つの基本方針に沿って取り組みを進めることで、この目標を確実に達成し、更なる高みを目指していきます。

# Leap Beyond

(現状を超え、更なる高みに飛躍する)

～成長軌道へ回帰～

2027年度  
財務目標

コア営業利益  
2,000億円

ROE  
8%

ROIC  
6%

D/Eレシオ  
0.8倍台

## 2025-27年度中期経営計画：経営目標

科目	2024年度実績	2027年度計画
売上収益	2兆6,063億円	2兆4,000億円
コア営業利益	1,405億円	2,000億円
親会社の所有者に 帰属する当期利益	386億円	1,000億円

指標	2024年度実績	2027年度計画
ROE	4.1%	8%
ROIC	2.2%	6%
D/Eレシオ	1.2倍	0.8倍台

**基本方針  
01****新成長戦略による事業ポートフォリオ高度化**

各事業領域の位置付けを明確化し、メリハリのあるリソース配分を行います。アグロ＆ライフ、ICT＆モビリティを当面の成長ドライバーとし、設備投資等の戦略投資を集中配分するとともに、両領域に戦略投資を上回る研究開発投資を行います。また、アドバンストメディカルは将来の3つ目の柱に育成し、エッセンシャル＆グリーンマテリアルズは環境負荷低減事業等による価値創造に大きく舵を切っていきます。

**基本方針  
02****構造改革の継続的な遂行による強靭化**

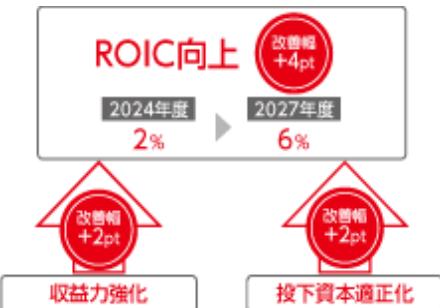
ペトロ・ラービングの収益力改善、止血から再成長へと着実な歩を進めた住友ファーマの持続的成長に貢献できるベストパートナーの検討、さらに、国内およびシンガポールにおける石油化学事業の構造改革などを遂行し、事業構造の一層の強靭化を目指していきます。

**構造改革**

- ▶ 住友ファーマ 低分子医薬（創薬）再構築
- ▶ ペトロ・ラービング 収益力改善策
- ▶ 石化再編 国内上流（クラッカー）  
国内下流（ポリオレフィン）  
シンガポール

**基本方針  
03****財務・資本効率の改善**

ROIC志向経営を再徹底し、収益力強化および投下資本適正化により、2027年度のROICは6%を目指します。また、短期集中業績改善策として進めてきたキャッシュ創出は、本中期経営計画期間で新たに2,000億円を目標に取り組むこととし、財務体質の改善に努めます。



上記3つに加え、「3つのXを基軸としたR&D戦略」や「新成長戦略を支える経営基盤の強化」についても取り組みます。

## 2025-27年度中期経営計画：各部門の取り組み

各事業部門における、本中期経営計画のアクションプランは以下のとおりです。

### アグロ＆ライフソリューション部門

リジェネラティブ農業とサステナブル社会の実現に貢献すべく、当社が強みを持つケミカル・バイオラショナル・ボタニカル製品の拡販を加速させます。とりわけ低環境負荷に資する主力殺菌剤インディフリンと不耕起栽培にも適応する除草剤ラピディシルの主要市場における上市・地域拡大・販売増加を進めるとともに、次のブロックバスター製品の創出に向けた開発を強化します。国内外の製造・供給体制の強靭化、最適化を実現し、さらには運転資金の圧縮や在庫適正化とあわせて、資本効率の向上を目指していきます。



### ICT＆モビリティソリューション部門

半導体材料関連事業では、拡大する需要を確実に取り込みつつ、半導体の技術革新に対応した先端材料の開発・拡販を推進します。化合物半導体分野においては、省エネ化や高効率化等の社会課題解決に貢献するため、次世代パワーデバイス材料の事業化を目指します。ディスプレイ材料事業においては、高機能分野へシフトし、超薄膜化、高画質化により事業規模再拡大と利益率の向上を併せて実現していきます。また、新規事業開拓のため、社外とも積極的に連携しながら、次世代高速信用材料をはじめとする先端分野の開発に注力します。



### アドバンストメディカルソリューション部門

「“化学とバイオの力”で人々の健康と未来を支えるソリューションを提供する」というビジョンのもと、当社の強みである総合対応力（開発、生産技術、薬事、品質管理、分析）を活かした高度化低分子医薬CDMOでの拡販や、長鎖核酸に焦点を当てた医療用オリゴ核酸CDMOでの事業機会拡大により、オーガニックな事業成長を推進します。また、再生・細胞医薬事業においては、製造設備の拡充を通じてCDMO事業を拡大するとともに、創薬事業の早期育成・事業化に努めることで、先端医薬領域における成長戦略を具体化していきます。



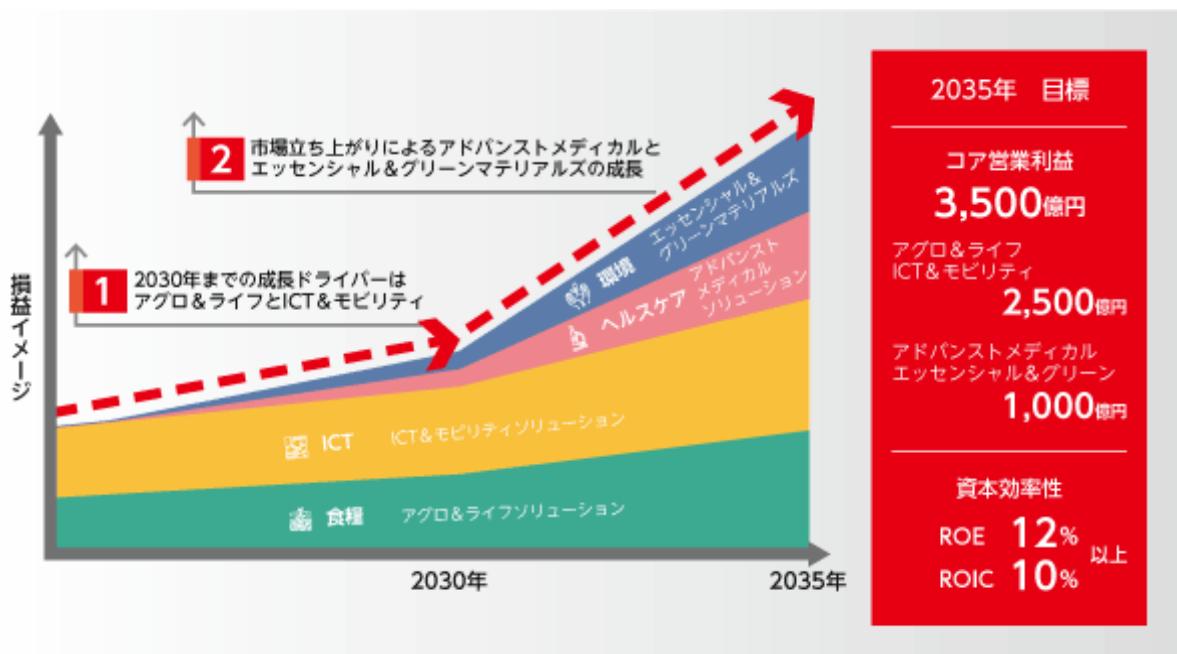
## エッセンシャル＆グリーンマテリアルズ部門

国内・シンガポール石油化学事業では企業連携も含めた事業構成の最適化に取り組むとともに、不採算・ノンコア事業のさらなる整理を進め、本中期経営計画期間中の事業再構築の完遂を目指します。また、高収益製品の開発・拡販により収益力を強化するほか、ライセンス・触媒事業において、他社との協業による事業基盤強化に取り組み、主力事業として育成します。環境負荷低減ソリューションの提供に向けては、研究開発に注力するほか、市場拡大に向けた活動の推進、非化石由来原料確保への取り組みを強化するなど、事業基盤の構築を進めていきます。



## 持続的な成長に向けて

長期的なポートフォリオとしては、2030年まではアグロ＆ライフ、ICT＆モビリティが成長をけん引しますが、2030年以降は、ヘルスケア・環境分野でのソリューションが加わり、新生スペシャリティケミカル企業としてグローバルで存在感のある会社を目指します。そして、持続的な企業価値の向上を実現することで、ステークホルダーの皆さまの期待に応えてまいります。



### (3) 財産および損益の状況

#### ①企業集団の財産および損益の状況の推移

区分	第141期 ( 2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	第142期 ( 2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	第143期 ( 2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	第144期 ( 2024年4月1日から 2025年3月31日まで)
IFRS				
売上収益 (億円)	27,653	28,953	24,469	26,063
コア営業利益 (億円)	2,348	928	△1,490	1,405
親会社の所有者に帰属する当期利益 (億円)	1,621	70	△3,118	386
基本的1株当たり当期利益	99円16銭	4円27銭	△190円69銭	23円59銭
ROE	14.5%	0.6%	△29.2%	4.1%
親会社の所有者に帰属する持分 (億円)	12,181	11,712	9,658	9,008
資本合計 (億円)	17,020	14,892	11,644	10,744
資産合計 (億円)	43,082	41,655	39,348	34,398

#### ②当社の財産および損益の状況の推移

区分	第141期 ( 2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	第142期 ( 2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	第143期 ( 2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	第144期 ( 2024年4月1日から 2025年3月31日まで)
日本基準				
売上高 (億円)	7,974	8,944	8,096	8,566
経常利益 (億円)	685	695	534	849
当期純利益 (億円)	617	504	87	242
1株当たり当期純利益	37円76銭	30円85銭	5円32銭	14円77銭
純資産 (億円)	3,688	3,780	3,704	3,939
総資産 (億円)	17,401	17,729	18,996	18,169

(4) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

事業部門	主要な製品・事業
アグロ＆ ライフソリューション	農薬、肥料、農業資材、家庭用・防疫用殺虫剤、熱帯感染症対策資材、 飼料添加物等
ICT & モビリティソリューション	光学製品、半導体プロセス材料、化合物半導体材料、タッチセンサーパネル、 高純度アルミニウム・アルミナ、化成品、添加剤、 エンジニアリングプラスチックス、電池部材等
アドバンスト メディカルソリューション	低分子医薬分野、オリゴ核酸医薬分野、再生・細胞医薬分野の CDMO（製法開発、製造受託）事業等
エッセンシャル＆ グリーンマテリアルズ	合成樹脂、合成繊維原料、各種工業薬品、メタアクリル、合成樹脂加工製品、 普通アルミニウム・アルミナ、合成ゴム等
住友ファーマ	低分子医薬品

(注) 上記以外に、「その他」の事業として、放射性診断薬、電力・蒸気の供給、化学産業設備の設計・工事監督、運送・倉庫業務等を行っております。

(5) 主要な事業所（2025年3月31日現在）

①当社

本社	東京、大阪
営業所	東京、大阪、名古屋支店、福岡支店
工場	大分工場、三沢工場（青森）、大阪工場、大江工場（愛媛）、茨城工場、 愛媛工場、千葉工場
研究所	工業化技術研究所（大阪）、生物環境科学研究所（大阪）、 先端材料開発研究所（茨城）、バイオサイエンス研究所（大阪）

(注) 1. 大分工場は、岡山プラントおよび岐阜プラントを含んでおります。なお、2025年4月1日より岡山プラントは岡山工場、岐阜プラントは岐阜工場に改編しました。  
2. 研究所は、全社共通研究所を記載しております。事業部門研究所には、アグロ＆ライフソリューション研究所（兵庫）等があります。  
3. 2024年10月1日付で、健康・農業関連事業研究所はアグロ＆ライフソリューション研究所に、情報電子化学研究所はICT＆モビリティソリューション研究所に、エッセンシャルケミカルズ研究所はエッセンシャル＆グリーンマテリアルズ研究所に名称変更しております。また、エネルギー・機能材料研究所を廃止し、アドバンストメディカルソリューション研究所を新設しております。

## ②重要な子会社

(6) 重要な子会社の状況 (2025年3月31日現在)

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
スミトモ ケミカル ブラジル インダストリア キミカ S.A.	3,125,762 千レアル	100.00	農薬、生活環境関連製品の開発・普及・販売、および農薬の製造
スミトモ ケミカル アメリカ インコーポレーテッド	690,092 千米ドル	100.00	米国における関係会社に対する投資ならびに化学製品の販売
ベーラント ノースアメリカ LLC	409,574 千米ドル	100.00 (100.00)	北米地域における関係会社に対する間接業務の提供
ベーラント バイオサイエンス LLC	268,972 千米ドル	100.00 (100.00)	バイオラショナルの研究・開発・製造・販売
ベーラント U.S.A LLC	81,691 千米ドル	100.00 (100.00)	農薬等の開発・販売
スミカ ポリマーズ アメリカ コーポレーション	222,544 千米ドル	100.00 (100.00)	—
CDT ホールディングス リミテッド	187,511 千ポンド	100.00	ケンブリッジ ディスプレイ テクノロジー リミテッドに対する投資
ケンブリッジ ディスプレイ テクノロジー リミテッド	183,716 千ポンド	100.00 (100.00)	高分子有機EL材料およびデバイスの研究開発・ライセンス
東友ファインケム株式会社	291,716 百万ウォン	100.00	半導体・ディスプレイ用プロセスケミカル、フォトレジスト、光学機能性フィルムおよびタッチセンサーパネルなどの製造・販売
スミカ セミコンダクター マテリアルズ テキサス インコーポレーテッド	130,000 千米ドル	100.00 (80.00)	半導体用プロセスケミカルの製造・販売
SSLM株式会社	280,000 百万ウォン	100.00	耐熱セパレータの製造・販売
日本シンガポール石油化学株式会社	23,877 百万円	79.67	PCS (プライベート) リミテッドに対する投資
住友ファーマ株式会社	22,400 百万円	51.78	医療用医薬品の製造・販売
スミトモ ファーマ アメリカ インコーポレーテッド	2,808,809 千米ドル	100.00 (100.00)	医療用医薬品の製造・販売
スミトモ ファーマ UK ホールディングス リミテッド	371,102 千米ドル	100.00 (100.00)	医療用医薬品の研究・開発・生産委託先の管理を行う関係会社に対する投資

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
スミトモ ファーマ スイス GmbH	1,015,312 千米ドル	100.00 (100.00)	医療用医薬品の製造・販売
ユーロバント サイエンシズ GmbH	1,198,609 千米ドル	100.00 (100.00)	医療用医薬品の研究・開発
旭友電子材料科技（無錫）有限公司	1,115,757 千人民元	100.00 (55.00)	光学機能性フィルムの製造・販売
住化電子材料科技（無錫）有限公司	1,276,517 千人民元	100.00 (10.00)	光学機能性フィルムの加工・販売
住華科技股份有限公司	4,417 百万台湾ドル	84.96	光学機能性フィルム、スペッタリングターゲットの製造・販売、カラーレジストの研究開発・販売、およびフォトレジスト等の販売
スミトモ ケミカル アジア プライベート リミテッド	150,565 千米ドル	100.00	石油化学製品等の製造・販売ならびに東南アジア・インド・オセアニア地域における住友化学グループの統括
ザ ポリオレフィン カンパニー (シンガポール) プライベート リミテッド	51,690 千米ドル	70.00 (70.00)	低密度ポリエチレンおよびポリプロピレンの製造・販売
スミトモ ケミカル チリ S.A	80,388 千米ドル	100.00	農薬の販売等
株式会社田中化学研究所	9,155 百万円	50.46	二次電池用正極材料の製造・販売
スミトモ ケミカル インディア リミテッド	2,745,881 千ルピー	75.00	農薬、飼料添加物、生活環境関連製品の開発・普及・販売、および農薬の製造
広栄化学株式会社	2,343 百万円	56.03 (0.12)	医農薬関連化学品および機能性化学品の製造・販売
田岡化学工業株式会社	1,572 百万円	50.90 (0.29)	精密化学品、機能材および樹脂添加剤の製造・販売

当期から重要な子会社としてベーラント U.S.A LLCを記載いたしました。

- (注) 1. 議決権比率欄の( )内は、当社の子会社が所有する議決権比率を内数で示しております。
2. スミトモ ケミカル アメリカ インコーポレーテッド、ベーラント ノースアメリカ LLC、ベーラント バイオサイエンス LLC、ベーラント U.S.A LLC、CDT ホールディングス リミテッド、ケンブリッジ ディスプレイ テクノロジー リミテッド、スミカ セミコンダクター マテリアルズ テキサス インコーポレーテッド、スミトモ ファーマ アメリカ インコーポレーテッド、スミトモ ファーマ UK ホールディングス リミテッド、スミトモ ファーマ スイス GmbH、ユーロバント サイエンシズ GmbHの資本金につきましては、払込資本を記載しております。

## (7) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

### ①企業集団の従業員数

事業区分	従業員数（名）	備考
アグロ＆ライフソリューション	7,366	
ICT＆モビリティソリューション	9,620	
アドバンストメディカルソリューション	2,115	
エッセンシャル＆グリーンマテリアルズ	3,609	
住友ファーマ	3,828	
その他	1,344	
全社共通	1,397	
合計	29,279	前期に比べ2,882名減少いたしました。

(注) 従業員数には、嘱託、パートタイマー、派遣社員、連結会社外への出向者は含んでおりません。

### ②当社の従業員の状況

従業員数	平均年令	平均勤続年数	備考
6,669名	42.1才	16.3年	前期に比べ37名減少いたしました。

(注) 従業員数には、嘱託、パートタイマー、派遣社員、他の法人等への出向者は含んでおりません。

## (8) 主要な借入先および借入額 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額（残高） 億円
株式会社三井住友銀行	1,010
三井住友信託銀行株式会社	726
農林中央金庫	691
株式会社日本政策投資銀行	640
株式会社みずほ銀行	243

(注) 1. 上記の借入金残高には、借入先の海外現地法人からの借入を含みます。

2. 上記のほか、株式会社三井住友銀行等の金融機関を幹事とするシンジケートローンとして、1,530億円の借入があります。

## 2 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

(1) 株式数	発行可能株式総数	5,000,000,000株
	発行済株式総数	1,657,217,608株
	(自己株式20,517,033株を含む。)	
(2) 株主数	274,748名	
(3) 大株主の状況		

株主名	株式数 千株	持株比率 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	251,986	15.39
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	102,373	6.25
住友生命保険相互会社	71,000	4.33
日本生命保険相互会社	41,031	2.50
住友化学社員持株会	31,212	1.90
BNYMSANV AS AGENT/CLIENTS LUX UCITS NON TREATY 1	30,995	1.89
JPモルガン証券株式会社	29,422	1.79
株式会社日本カストディ銀行（三井住友信託銀行再信託分・住友生命保険相互会社退職給付信託口）	29,000	1.77
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	24,344	1.48
農林中央金庫	21,825	1.33

(注) 持株比率は、自己株式(20,517,033株)を控除して計算しております。

### (4) 当期中に職務執行の対価として会社役員および執行役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	304,282株	5名
執行役員（国内非居住者を除く）	464,181株	30名

### 3 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役 (2025年3月31日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	十倉 雅和	一般社団法人日本経済団体連合会 会長
代表取締役社長 (社長執行役員を兼務)	岩田 圭一	
代表取締役 (副社長執行役員を兼務)	上田 博	技術・研究企画、デジタル革新、生産技術、生産安全基盤センター、エンジニアリング、知的財産、レスポンシブルケア、工業化技術研究所、生物環境科学研究所、先端材料開発研究所、バイオサイエンス研究所 統括
取締役 (副社長執行役員を兼務)	新沼 宏	総務、渉外、法務、サステナビリティ推進、人事、大阪管理 統括 住友ファーマ株式会社 取締役
取締役 (専務執行役員を兼務)	竹下 憲昭	経営企画、IT推進 統括 経営企画室長 ラービング リファイニング アンド ペトロケミカル カンパニー 副会長
取締役 <small>社外取締役 独立役員</small>	友野 宏	日本製鉄株式会社 社友 日本原燃株式会社 社外取締役 関西電力株式会社 社外取締役
取締役 <small>社外取締役 独立役員</small>	伊藤 元重	株式会社しづおかファイナンシャルグループ 社外取締役 JX金属株式会社 社外取締役 はごろもフーズ株式会社 社外取締役
取締役 <small>社外取締役 独立役員</small>	村木 厚子	
取締役 <small>社外取締役 独立役員</small>	市川 晃	住友林業株式会社 代表取締役会長 コニカミノルタ株式会社 社外取締役
取締役 <small>社外取締役 独立役員</small>	野田 由美子	ヴェオリア・ジャパン合同会社 代表取締役会長 株式会社みずほファイナンシャルグループ 社外取締役 東日本旅客鉄道株式会社 社外取締役
監査役 (常勤)	野崎 邦夫	
監査役 (常勤)	西 広信	

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
監査役 <small>社外監査役 独立役員</small>	麻生 光洋	弁護士
監査役 <small>社外監査役 独立役員</small>	加藤 義孝	公認会計士 石油資源開発株式会社 社外監査役
監査役 <small>社外監査役 独立役員</small>	米田 道生	TOYO TIRE株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役のうち、友野宏氏、伊藤元重氏、村木厚子氏、市川晃氏および野田由美子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち、麻生光洋氏、加藤義孝氏および米田道生氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、友野宏氏、伊藤元重氏、村木厚子氏、市川晃氏、野田由美子氏、麻生光洋氏、加藤義孝氏および米田道生氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役 加藤義孝氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 社外取締役および社外監査役の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
6. 当期中に退任した取締役は次のとおりであります。

退任時の地位	氏名	退任時の担当および重要な兼職の状況
代表取締役 (専務執行役員を兼務)	松井 正樹	情報電子化学部門 統括
代表取締役 (専務執行役員を兼務)	水戸 信彰	健康・農業関連事業部門 統括 ペーラント U.S.A. LLC 会長 ペーラント バイオサイエンス LLC 会長
代表取締役 (専務執行役員を兼務)	酒井 基行	エネルギー・機能材料部門 統括
代表取締役 (専務執行役員を兼務)	武内 正治	エッセンシャルケミカルズ部門、 炭素資源循環事業化推進 統括 ラービング リファイニング アンド ペトロケミカル カンパニー 取締役

(2024年6月21日任期満了により退任)

7. 取締役および監査役の地位、担当および重要な兼職の状況は、2025年4月1日現在、次のとおりとなっております。

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	岩田 圭一	
代表取締役	上田 博	
取締役相談役	十倉 雅和	一般社団法人日本経済団体連合会 会長
取締役 (副社長執行役員を兼務)	新沼 宏	総務、渉外、法務、サステナビリティ推進、人事、大阪管理 統括 住友ファーマ株式会社 取締役
取締役	竹下 憲昭	ラービング リファイニング アンド ペトロケミカル カンパニー 副会長
取締役 <small>社外取締役 独立役員</small>	友野 宏	日本製鉄株式会社 社友 日本原燃株式会社 社外取締役 関西電力株式会社 社外取締役
取締役 <small>社外取締役 独立役員</small>	伊藤 元重	株式会社しづおかフィナンシャルグループ 社外取締役 JX金属株式会社 社外取締役 はごろもフーズ株式会社 社外取締役
取締役 <small>社外取締役 独立役員</small>	村木 厚子	
取締役 <small>社外取締役 独立役員</small>	市川 晃	住友林業株式会社 代表取締役会長 コニカミノルタ株式会社 社外取締役
取締役 <small>社外取締役 独立役員</small>	野田 由美子	ヴェオリア・ジャパン合同会社 代表取締役会長 株式会社みずほフィナンシャルグループ 社外取締役 東日本旅客鉄道株式会社 社外取締役
監査役 (常勤)	野崎 邦夫	
監査役 (常勤)	西 広信	
監査役 <small>社外監査役 独立役員</small>	麻生 光洋	弁護士
監査役 <small>社外監査役 独立役員</small>	加藤 義孝	公認会計士 石油資源開発株式会社 社外監査役
監査役 <small>社外監査役 独立役員</small>	米田 道生	TOYO TIRE株式会社 社外取締役

## (2) 取締役および監査役の報酬等

### ①経営陣幹部、取締役に対する報酬決定方針・手続き

#### (イ) 役員報酬の基本方針

- i. 経営陣幹部および取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、固定報酬としての「基本報酬」、変動報酬としての「賞与」および「株式報酬」から構成されるものとします。また、社外取締役の報酬は、「基本報酬」および「賞与」から構成されるものとします。
- ii. 「基本報酬」は、経営陣幹部および取締役の行動が短期的・部分最適的なものに陥らぬように、職務の遂行に対する基礎的な報酬として、役割や職責に応じた設計とします。
- iii. 「賞与」は、毎年の事業計画達成への短期インセンティブを高めるため、当該事業年度の連結業績を強く反映させるものとします。
- iv. 「株式報酬」は、株主との一層の価値共有を推進するとともに、会社の持続的な成長に向けた中長期インセンティブとして機能するよう設計します。
- v. 報酬水準については、当社の事業規模や事業内容、ESGなどの非財務的要素も含めた外部評価等を総合的に勘案するとともに、優秀な人材の確保・維持等の観点からの競争力ある水準とします。  
また、その水準が客観的に適切なものかどうか、外部第三者機関による調査等に基づいて毎年チェックします。
- vi. 中期経営計画（2022～2024年度）当初の最終年度連結業績目標（コア営業利益）を達成した場合、取締役（社外取締役を除く。）の報酬構成は、固定報酬と変動報酬の割合が概ね1：1、変動報酬における短期インセンティブ（賞与）と中長期インセンティブ（株式報酬）の割合が概ね7：3となるよう設計します。

#### (ロ) 各報酬要素の仕組み

##### i. 基本報酬

基本報酬は、上記（イ）v～viの方針に基づいて、その水準を決定します。

基本報酬は各年単位では固定報酬とする一方、「成長」、「収益力」および「外部からの評価」等の観点から総合的かつ中長期的にみて当社のポジションが変動したと判断しうる場合は、報酬水準を変動させる仕組みを採用します。

ポジションの変動を判断する主な指標は、「成長」の面では売上収益、資産合計、時価総額、「収益力」の面では当期利益（親会社帰属）、ROE、ROI、D/Eレシオ、「外部からの評価」の面では信用格付やGPIF（年金積立金管理運用独立行政法人）が選定したESG指数を適用することとします。

なお、各人の支給額は、役位別基準額に基づいて決定します。

## ii. 賞与（短期インセンティブ）

賞与は、当該事業年度の業績が一定以上となった場合に支給することとし、賞与算出フォーミュラに基づいて決定します。

賞与算出フォーミュラに係る業績指標は、財務活動も含めた当該年度の経常的な収益力を賞与額に反映させるため、連結のコア営業利益と金融損益の合算値を適用します。また、算出フォーミュラの係数は、上位の役位ほど大きくなるよう設定します。

«賞与算出フォーミュラ»

$$\boxed{\text{連結業績指標 (コア営業利益 + 金融損益)}} \times \boxed{\text{係 数}}$$

## iii. 株式報酬（中長期インセンティブ）

株式報酬は、譲渡制限付株式報酬とし、役位別に定めた額に応じた譲渡制限付株式を毎年定時株主総会後の一定の時期に割り当て、在任中はその保有を義務付けます。また、総報酬に占める株式報酬の割合は、上位の役位ほど大きくなるよう設定します。

«譲渡制限付株式報酬制度の概要»

### ・譲渡制限期間

当社の取締役又は取締役を兼務しない執行役員のいずれの地位をも退任するまでの間

### ・譲渡制限の解除

対象者が、任期中、継続して、当社の取締役又は取締役を兼務しない執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、a)当該対象者が正当な理由により、任期が満了する前に当社の取締役又は取締役を兼務しない執行役員のいずれの地位をも退任した場合、又は、b)当該対象者が任期の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社の取締役および取締役を兼務しない執行役員のいずれの地位をも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

### ・株式没収条件

対象者が、法令、社内規程等に重要な点で違反したと認められる場合は、譲渡制限が既に解除されたものも含めて、割当株式はすべて没収する（当社が無償で取得）。

## (ハ) 役員報酬決定の手順

当社は、経営陣幹部および取締役の報酬制度および報酬水準ならびにそれらに付帯関連する事項に関する取締役会の諮問機関として「役員報酬委員会」を設置しています。本委員会は、取締役を構成員（過半数は社外取締役）とし、役員報酬制度や水準等の決定に際して取締役会に助言することで、その透明性と公正性を一層高めることを目的としています。

取締役の報酬は、2006年6月23日開催の第125期定時株主総会の決議によって定められた報酬総額の上限額（年額10億円以内）の範囲内において決定します。また、取締役（社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式を付与するために支給する報酬額については、2022年6月23日開催の第141期

定時株主総会の決議によって定められた上限額（年額4億円以内）の範囲内において決定します。

取締役会は、役員報酬委員会からの助言を踏まえ、役員報酬の決定方法を審議、決定します。なお、経営陣幹部および取締役の個人別報酬額は、取締役会の授權を受けた役員報酬委員会が、「経営陣幹部、取締役に対する報酬決定方針」に基づき決定します。したがって、取締役会は個別の報酬額の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。なお、役員報酬委員会は、代表取締役および社外取締役で構成し、委員の過半数を社外取締役としていますが、当事業年度末における役員報酬委員会の体制は下記のとおりです。

十倉 雅和 (代表取締役会長)  
岩田 圭一 (代表取締役社長)  
友野 宏 (社外取締役)  
伊藤 元重 (社外取締役)  
村木 厚子 (社外取締役)  
市川 晃 (社外取締役)  
野田 由美子 (社外取締役)

②当期に係る取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	員数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬 (固定報酬)	賞与 (業績連動報酬)	株式報酬 (非金銭報酬)
取締役 (うち社外取締役)	14名 (5名)	500百万円 (70百万円)	397百万円 (70百万円)	—	103百万円 (—)
監査役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	119百万円 (42百万円)	119百万円 (42百万円)	—	—
合計	19名	619百万円	516百万円	—	103百万円

- (注) 1. 上記の人数および報酬等の額には、当期中に退任した取締役4名を含んでおります。  
2. 株主総会の決議による取締役の金銭報酬額は年額10億円以内、監査役の金銭報酬額は年額1億5,000万円以内であります（2006年6月23日開催の第125期定時株主総会決議）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名、監査役の員数は5名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は年額4億円以内であります（2022年6月23日開催の第141期定時株主総会決議）。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は8名です。  
3. 当期業績に対応する賞与（業績連動報酬）は支給しておりません。  
4. 株式報酬（非金銭報酬）は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した額を記載しております。

5. 2023年11月から2024年4月の間、代表取締役会長および代表取締役社長は基本報酬月額の10%を自主返上しております。また、2024年5月から10月までの間、代表取締役会長および代表取締役社長は基本報酬月額の20%を、その他の取締役（社外取締役を含む）、執行役員は基本報酬月額の5～10%を減額しております。

### **(3) 役員等賠償責任保険契約の概要**

当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が法律上負担すべき損害賠償金および訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解費用等の争訟費用（株主代表訴訟に敗訴した場合および会社からの損害賠償請求に係るものを含む）を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は取締役、監査役および執行役員であります。また、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、当該保険契約に免責金額に関する定めを設け、一定額に至らない損害については填補の対象としないこととしているほか、犯罪行為や被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由を設けております。

## 4 社外役員に関する事項

### (1) 当期における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
	友野 宏	主に経験豊富な経営者の視点からの経営の監督や助言が期待されております。当期開催の取締役会17回の全てに出席し、かかる視点からの発言を積極的に行っております。具体的には、事業構造改革、重要投資案件、コアビジネスに関する事業戦略、リスクマネジメントをはじめとする議案において、技術的専門性等を活かした助言や、経営全般を俯瞰した監督を行っております。また、任意の役員指名委員会および役員報酬委員会の委員を務め、当該委員会審議において適宜発言し、経営幹部の指名、報酬に関する透明性と公正性の向上に寄与しております。
	伊藤 元重	経済学等の専門的な知識、政府の各種審議会の委員等を歴任してきたことによる豊富な経験を活かした経営の監督や助言が期待されております。当期開催の取締役会17回のうち16回に出席し、かかる知識・経験に基づいた発言を積極的に行っております。具体的には、グローバル経営、事業構造改革、デジタルトランスフォーメーション、サステナビリティ推進をはじめとする議案において、専門性を活かしつつ、経営全般を俯瞰した経営の監督や助言を行っております。また、任意の役員指名委員会および役員報酬委員会の委員を務め、当該委員会審議において適宜発言し、経営幹部の指名、報酬に関する透明性と公正性の向上に寄与しております。
社外取締役	村木 厚子	国家公務員として行政に従事してきたことによる主に法律や社会等に関する豊富な経験と幅広い見識および特に人事に関する専門知識を活かした経営の監督や助言が期待されております。当期開催の取締役会17回の全てに出席し、かかる経験・見識や専門知識に基づいた発言を積極的に行っております。具体的には、人材活用や組織活性化、コーポレートガバナンス、サステナビリティ推進、事業構造改革をはじめとする議案において、専門性を活かしつつ、経営全般を俯瞰した経営の監督や助言を行っております。また、任意の役員指名委員会および役員報酬委員会の委員を務め、当該委員会審議において適宜発言し、経営幹部の指名、報酬に関する透明性と公正性の向上に寄与しております。
	市川 晃	主に経験豊富な経営者の視点からの経営の監督や助言が期待されております。当期開催の取締役会17回の全てに出席し、かかる視点からの発言を積極的に行っております。具体的には、グローバル経営、事業構造改革、重要投資案件、サステナビリティ推進、リスクマネジメントをはじめとする議案において、経営全般を俯瞰した監督や助言を行っております。また、任意の役員指名委員会および役員報酬委員会の委員を務め、当該委員会審議において適宜発言し、経営幹部の指名、報酬に関する透明性と公正性の向上に寄与しております。
	野田 由美子	主に経験豊富な経営者の視点からの経営の監督や助言が期待されております。就任後開催の取締役会13回の全てに出席し、かかる視点からの発言を積極的に行っております。具体的には、グローバル経営、事業構造改革、重要投資案件、ファイナンス、サステナビリティ推進、リスクマネジメントをはじめとする議案において、経営全般を俯瞰した監督や助言を行っております。また、任意の役員指名委員会および役員報酬委員会の委員を務め、当該委員会審議において適宜発言し、経営幹部の指名、報酬に関する透明性と公正性の向上に寄与しております。

区分	氏名	主な活動状況
麻生 光洋		弁護士としての専門的な知識・経験ならびに企業のリスク管理および危機管理等に関する豊富な知見、高い見識を活かして監査を行い、企業経営、コーポレートガバナンス上の留意点等について意見表明をすることが期待されております。当期開催の取締役会17回の全てに、また、監査役会15回の全てに出席し、かかる視点からの意見表明を積極的に行っております。また、他の監査役と連携して、当社グループの内部統制システムの整備・運用状況、リスク管理の運用状況、コンプライアンスの徹底に向けた取り組み状況、財務報告に係る適切な運用の取り組み状況、経営計画の取り組み状況等を中心に、監査を実施しております。
社外監査役 加藤 義孝		公認会計士としての企業会計・財務・会社の監査業務に関する高度な専門知識と豊富な経験、高い見識を活かして監査を行い、企業経営、コーポレートガバナンス上の留意点等について意見表明をすることが期待されております。当期開催の取締役会17回の全てに、また、監査役会15回の全てに出席し、かかる視点からの意見表明を積極的に行っております。また、他の監査役と連携して、当社グループの内部統制システムの整備・運用状況、リスク管理の運用状況、コンプライアンスの徹底に向けた取り組み状況、財務報告に係る適切な運用の取り組み状況、経営計画の取り組み状況等を中心に、監査を実施しております。
米田 道生		金融や証券市場の管理、証券取引所の経営で培った資本市場や経営管理に対する豊富な経験、高い見識を活かして監査を行い、企業経営、コーポレートガバナンス上の留意点等について意見表明をすることが期待されております。当期開催の取締役会17回の全てに、また、監査役会15回の全てに出席し、かかる視点からの意見表明を積極的に行っております。また、他の監査役と連携して、当社グループの内部統制システムの整備・運用状況、リスク管理の運用状況、コンプライアンスの徹底に向けた取り組み状況、財務報告に係る適切な運用の取り組み状況、経営計画の取り組み状況等を中心に、監査を実施しております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外役員との間で、社外役員が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項に定める社外役員の当社に対する損害賠償責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする、責任限定契約を締結しております。

## 5 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当の決定にあたり、株主還元を経営上の最重要課題の一つと考え、各期の業績、配当性向ならびに将来の事業展開に必要な内部留保の水準等を総合的に勘案し、安定的な配当を継続することを基本としております。また、当社は中長期的には配当性向30%程度を安定して達成することを目指しております。

内部留保につきましては、重点事業の競争力強化や海外事業の拡充を図るため、設備投資、投融資等に充当し、これにより収益力の向上に努めてまいります。

配当時期につきましては中間および期末の年2回を基本とし、株主の皆様への利益配当をはじめとした剰余金の配当等を機動的に実施するため、定款により剰余金の配当等の決定機関を取締役会としております。

## 連結財政状態計算書

(単位：百万円)

科目	第144期 (2025年3月31日現在)	(ご参考) 第143期 (2024年3月31日現在)	科目	第144期 (2025年3月31日現在)	(ご参考) 第143期 (2024年3月31日現在)
(資 産)					
流動資産	1,583,134	1,675,882	流動負債	1,038,747	1,443,487
現金及び現金同等物	209,838	217,449	社債及び借入金	252,892	585,905
営業債権及びその他の債権	593,836	620,022	営業債務及びその他の債務	488,132	543,384
その他の金融資産	45,015	31,338	その他の金融負債	81,364	77,610
棚卸資産	625,243	709,637	未払法人所得税等	10,627	8,545
その他の流動資産	49,993	79,077	引当金	89,711	90,919
小計	1,523,925	1,657,523	その他の流動負債	109,360	129,087
売却目的で保有する資産	59,209	18,359	小計	1,032,086	1,435,450
非流動資産	1,856,650	2,258,936	売却目的で保有する資産に直接関連する負債	6,661	8,037
有形固定資産	759,266	796,526	非流動負債	1,326,622	1,326,965
のれん	257,811	263,757	社債及び借入金	1,033,236	977,581
無形資産	239,319	272,921	その他の金融負債	91,157	100,144
持分法で会計処理されている投資	287,977	319,988	退職給付に係る負債	24,841	30,589
その他の金融資産	177,405	412,747	引当金	25,974	46,059
退職給付に係る資産	72,618	110,390	繰延税金負債	111,048	121,146
繰延税金資産	34,608	37,070	その他の非流動負債	40,366	51,446
その他の非流動資産	27,646	45,537	負債合計	2,365,369	2,770,452
(資 本)					
		親会社の所有者に帰属する持分	900,790	965,753	
		資本金	90,059	89,938	
		資本剰余金	—	237	
		利益剰余金	640,611	578,175	
		自己株式	△8,361	△8,355	
		その他の資本の構成要素	174,871	304,033	
		売却目的で保有する資産に関連するその他の包括利益	3,610	1,725	
		非支配持分	173,625	198,613	
		資本合計	1,074,415	1,164,366	
資産合計	3,439,784	3,934,818	負債及び資本合計	3,439,784	3,934,818

## 連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第144期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)	(ご参考) 第143期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)
売上収益	2,606,281	2,446,893
売上原価	△1,880,805	△1,947,198
売上総利益	725,476	499,695
販売費及び一般管理費	△601,074	△887,124
その他の営業収益	97,341	27,935
その他の営業費用	△49,349	△71,934
持分法による投資損益（△は損失）	20,639	△57,398
営業利益（△は損失）	193,033	△488,826
金融収益	17,650	72,997
金融費用	△152,590	△46,963
税引前利益（△は損失）	58,093	△462,792
法人所得税費用	△15,405	△2,657
当期利益（△は損失）	42,688	△465,449
当期利益（△は損失）の帰属		
親会社の所有者	38,591	△311,838
非支配持分	4,097	△153,611
当期利益（△は損失）	42,688	△465,449

連結持分変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					自己株式
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			
当期首残高	89,938	237	578,175			△8,355
当期利益	—	—	38,591			—
その他の包括利益	—	—	—			—
当期包括利益合計	—	—	38,591			—
新株の発行	120	120	—			—
自己株式の取得	—	—	—			△6
自己株式の処分	—	△0	—			0
配当金	—	—	△9,818			—
新規連結による変動額	—	—	—			—
子会社の支配喪失に伴う変動	—	—	115			—
非支配持分との取引	—	△1,413	—			—
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—	—	34,604			—
売却目的で保有する資産に関するその他の包括利益への振替	—	—	—			—
その他資本剰余金の負の残高への振替	—	1,056	△1,056			—
所有者との取引額等合計	120	△237	23,845			△6
当期末残高	90,059	—	640,611			△8,361

	親会社の所有者に帰属する持分						非支配持分	資本合計	
	その他の資本の構成要素					親会社の所有者に帰属する持分合計			
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	確定給付制度の再測定	キャッシュ・フロー・ヘッジ	在外営業活動体の換算差額	合計	売却目的で保有する資産に関するその他の包括利益				
当期首残高	83,448	—	319	220,266	304,033	1,725	965,753	198,613 1,164,366	
当期利益	—	—	—	—	—	—	38,591	4,097 42,688	
その他の包括利益	△25,304	△22,303	△232	△40,803	△88,642	△3,916	△92,558	△4,752 △97,310	
当期包括利益合計	△25,304	△22,303	△232	△40,803	△88,642	△3,916	△53,967	△655 △54,622	
新株の発行	—	—	—	—	—	—	240	— 240	
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△6	— △6	
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	0	— 0	
配当金	—	—	—	—	—	—	△9,818	△11,695 △21,513	
新規連結による変動額	—	—	—	—	—	—	—	△154 △154	
子会社の支配喪失に伴う変動	—	—	—	—	—	—	△115	— △7,869 △7,869	
非支配持分との取引	—	—	—	—	—	—	△1,413	△4,615 △6,028	
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	△56,907	22,303	—	—	△34,604	—	—	— —	
売却目的で保有する資産に関するその他の包括利益への振替	△51	—	—	△5,865	△5,916	5,916	—	— —	
その他資本剰余金の負の残高への振替	—	—	—	—	—	—	—	— —	
所有者との取引額等合計	△56,958	22,303	—	△5,865	△40,520	5,801	△10,996	△24,333 △35,329	
当期末残高	1,186	—	87	173,598	174,871	3,610	900,790	173,625 1,074,415	

## 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第144期 (2025年3月31日現在)	(ご参考) 第143期 (2024年3月31日現在)	科目	第144期 (2025年3月31日現在)	(ご参考) 第143期 (2024年3月31日現在)
(資産の部)					
流動資産	723,191	709,482	流動負債	585,601	646,486
現金及び預金	85,714	68,957	支払手形	1,419	2,050
受取手形	349	738	買掛金	140,273	158,206
売掛金	233,583	232,274	短期借入金	174,341	198,316
商品及び製品	188,939	205,579	1年内償還予定の社債	—	20,000
仕掛品	1,133	1,221	コマーシャル・ペーパー	37,000	74,000
原材料及び貯蔵品	63,039	64,721	未払費用	86,244	92,528
未収入金	91,640	90,981	預り金	12,296	13,578
その他	64,042	59,845	前受金	73,559	67,242
貸倒引当金	△5,248	△14,833	関係会社株式売却損失引当金	8,820	3,382
固定資産	1,093,741	1,190,149	修繕引当金	22,815	—
有形固定資産	239,846	223,085	賞与引当金	11,975	7,328
建物	60,189	45,259	固定資産撤去費用引当金	10,950	7,850
構築物	23,331	23,030	関係会社事業損失引当金	2,511	760
機械及び装置	74,444	69,846	その他	1,794	—
車両運搬具	319	258	固定負債	1,605	1,246
工具、器具及び備品	13,593	11,101	社債	837,417	882,728
土地	45,428	47,615	長期借入金	480,000	480,000
リース資産	132	92	繰延税金負債	281,580	344,580
建設仮勘定	22,410	25,883	長期預り金	42,423	19,962
無形固定資産	21,779	22,964	長期前受金	6,945	7,150
特許権	1,017	105	固定資産撤去費用引当金	6,424	5,152
ソフトウエア	15,834	17,403	事業構造改善引当金	11,890	15,387
のれん	1,226	1,324	環境対策引当金	4,360	—
その他	3,703	4,132	修繕引当金	1,004	1,300
投資その他の資産	832,116	944,100	関係会社事業損失引当金	697	2,397
投資有価証券	76,403	63,266	その他	32	4,882
関係会社株式	601,213	614,423	2,063	1,918	
出資金	587	588	負債合計	1,423,017	1,529,214
関係会社出資金	38,596	47,780	(純資産の部)		
長期貸付金	34	113,603	株主資本	353,586	338,995
長期前払費用	6,120	13,187	資本金	90,059	89,938
前払年金費用	104,137	85,282	資本剰余金	24,057	23,937
その他	5,606	6,571	資本準備金	24,055	23,935
貸倒引当金	△579	△598	その他資本剰余金	2	2
資産合計	1,816,932	1,899,631	利益剰余金	247,831	233,475
			利益準備金	21,361	21,361
			その他利益剰余金	226,470	212,114
			別途積立金	130,000	130,000
			繰越利益剰余金	96,470	82,114
			自己株式	△8,361	△8,355
			評価・換算差額等	40,328	31,422
			その他有価証券評価差額金	40,328	31,252
			繰延ヘッジ損益	—	171
			純資産合計	393,915	370,418
			負債純資産合計	1,816,932	1,899,631

## 損益計算書

(単位：百万円)

科目	第144期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)	(ご参考) 第143期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)
売上高	856,554	809,559
売上原価	655,552	664,331
売上総利益	201,002	145,228
販売費及び一般管理費	141,349	142,789
営業利益	59,653	2,439
営業外収益	64,117	82,053
受取利息及び配当金	57,095	63,530
為替差益	—	14,090
雑収入	7,022	4,433
営業外費用	38,885	31,067
支払利息	13,786	10,507
休止設備費用	6,867	3,861
デリバティブ損失	3,296	12,093
為替差損	623	—
長期前払費用償却	6,954	915
雑損失	7,359	3,691
経常利益	84,885	53,425
特別利益	118,708	53,536
関係会社株式・出資金売却益	66,728	23,685
投資有価証券売却益	40,203	29,851
固定資産売却益	11,777	—
特別損失	160,694	96,807
関係会社債権放棄損	111,853	—
関連事業損失	25,700	23,182
減損損失	8,015	57,004
関係会社株式・出資金売却損	5,598	—
固定資産除却損	5,168	11,221
事業構造改善引当金繰入額	4,360	—
投資有価証券評価損	—	5,400
税引前当期純利益	42,899	10,154
法人税、住民税及び事業税	981	2,547
法人税等調整額	17,743	△1,097
当期純利益	24,174	8,704

### 備考

- 事業報告は次により記載されております。
  - 億円、百万円単位の記載金額は、それぞれ四捨五入により表示しております。
  - 千株単位の株式数は千株未満切り捨てにより表示しております。
- 連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、貸借対照表および損益計算書の記載金額は四捨五入により表示しております。

## 監査報告書

### 監査報告書

#### 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

#### 独立監査人の監査報告書

2025年5月9日

住友化学株式会社  
取締役会御中

有限責任あづさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中嶋 歩

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 富田 亮平

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 渡辺 直人

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、住友化学株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、住友化学株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 監査報告書

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年5月9日

住友化学株式会社  
取締役会 御中

有限責任あづさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中嶋 歩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 富田 亮平
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 渡辺 直人

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、住友化学株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第144期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 監査報告書

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第144期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役、監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）につきましては、財務報告の適正を確保するための内部統制を含め、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、子会社の取締役及び監査役等とも意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて同様の説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係わる内部統制については、取締役及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを調査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、監査に関する品質管理基準等に従ってその職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を適切に整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書ならびに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 監査報告書

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該決議に基づく内部統制システムの構築及び運用については、経営環境の変化に対応した取り組みが継続的に行われているものと認められ、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係わる内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月13日

住友化学株式会社 監査役会

監査役 (常勤)	野崎邦夫	印
監査役 (常勤)	西広信	印
社外監査役	麻生光洋	印
社外監査役	加藤義孝	印
社外監査役	米田道生	印

以上

## 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

2. 当期に係る会計監査人の報酬等の額

内 容	支 払 額
報酬等の額	205百万円
当社および子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	555百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分ができないため、報酬等の額の支払額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況および報酬見積りの算出根拠を検証・確認し、監査報酬の妥当性を総合的に検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項に基づき、同意を行っております。
3. 上記以外に、前期に係る監査報酬として43百万円支払っております。
4. 当社の重要な子会社のうち、スミトモ ケミカル ブラジル インダストリア キミカ S.A.、CDT ホールディングス リミテッド、ケンブリッジ ディスプレイ テクノロジー リミテッド、東友ファインケム株式会社、SSLM株式会社、旭友電子材料科技（無錫）有限公司、住化電子材料科技（無錫）有限公司、住華科技股份有限公司、スミトモ ケミカル アジア プライベート リミテッド、ザ ポリオレフィン カンパニー（シンガポール）プライベート リミテッドおよびスミトモ ケミカル インディア リミテッドは、当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。

3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）であるコンファクタートレーラー作成業務を委託しております。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会社法第340条に定める会計監査人の解任のほか、会計監査人の独立性およびその職務の遂行状況等に鑑み、会計監査人が継続して職務を遂行することに関して重大な疑義が生じた場合には、会社法第344条に定める手続きに従い、会計監査人の解任または不再任について株主総会に付議する方針です。

## 業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要

### 1. 業務の適正を確保するための体制についての決議内容

#### (1) 基本的な考え方

- ①当社は、住友の事業精神、経営理念に基づき、当社および当社グループ会社から成る企業集団が、サステナビリティの推進、すなわち、事業を通じて持続可能な社会の実現に貢献すると共に、自らの持続的な成長を実現するため、「サステナビリティ推進基本原則」や「住友化学企業行動憲章」等に則り、事業活動を行うものとする。
- ②当社は、業務の適正を確保するために必要な体制（以下、「内部統制システム」という）の整備を組織が健全に維持されるための必要なプロセスであり、かつ、事業目的達成のために積極的に活用すべきものであると認識し、以下の「内部統制システム」を構築するとともに、経営環境の変化に応じてこれに修正を加えることにより、株主をはじめとするステークホルダーの利益に適う経営を行っていくこととする。また、かかる目的を確実に実践するため、専門の委員会を設置する。

#### (2) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、法令および定款に基づき、会社の機関として、株主総会、取締役、監査役、監査役会および会計監査人を設置する。また、取締役、監査役については、独立性のある複数名の社外取締役、社外監査役を選任する。取締役と監査役の指名および取締役の報酬に関する透明性と公正性を高めるため、社外役員が過半数を占める役員指名委員会と役員報酬委員会を設置する。
- ②取締役は、法令および定款ならびに株主総会の決議を遵守し、取締役が負うべき善良な管理者としての注意を払う義務および忠実にその職務を行う義務を負う。取締役の任期は1年とし、経営環境の変化に迅速に対応する。取締役会は、取締役が法令および定款を遵守しているか、また、「内部統制システム」に関する基本方針に従い、適切に「内部統制システム」を構築し、それを運用しているかを監督する義務を負う。
- ③取締役は、財務報告の信頼性を確保し、また会社情報を適正かつ適時に開示するために必要な体制を整備する。

#### (3) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、様々な媒体で取り扱う業務上の情報について、保存や廃棄、管理の方法、情報システムの運用方法等を規程に定め、当該規程に従って管理体制を整備し、情報を適切に保存および管理する。

#### (4) 当社および当社のグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会は、当社および当社のグループ会社から成る企業集団の事業の方針、事業計画、経理・財務、研究・開発等に関する重要事項について、目標を適切に定め、またそれらの進捗を管理する。

②取締役会は、業務執行の迅速化と責任の明確化を図るため、執行役員を選任し、取締役会が決定した特定の業務領域において業務を執行させる。

③取締役は、ITを活用した当社および当社のグループ会社から成る企業集団の経営情報システムを構築して、経営情報の迅速かつ適正な把握に努める。

(5) 当社の使用人ならびに当社のグループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当社は、「住友化学企業行動憲章」のもと、社会規範の遵守と倫理観の高揚に関する教育をするなど、従業員の遵法意識の徹底、健全な企業風土の醸成に努める。

②当社は、コンプライアンスを統括する委員会を設置して、当社のコンプライアンスの状況を調査・監督し、必要なときは改善を勧告する。

③当社は、コンプライアンス違反やそのおそれがある場合の通報を受け付けるための内部通報窓口を設置して、事態の迅速な把握と是正に努める。

④当社は、従業員が行う業務の適正、有効性を検証するため、内部監査部署を設置するとともに、重要な損失の危険（以下リスクという）のある業務、部署またはシステム等については、特別な管理または監査を行うための対策を講ずる。さらに、監査役、会計監査人、内部監査部署等の監査による指摘事項に對しては、被監査部署等において、一定期間内に適切な改善策をとることとする。

⑤当社は、法令および定款に適合した企業活動を遂行するための最適な組織を設計・構築し、各組織の役割・機能を明確にする。

⑥当社は、組織の目標を達成するために、従業員が果たすべき目標の設定を促し、その目標の達成度をもとに従業員の評価および処遇をなすことを柱とした人事制度の公正な運用に努める。

⑦当社は、国内外の主要なグループ会社に対して、当社と同等のコンプライアンス体制を導入し、適切に運用するよう求めるとともに、内部監査を実施することにより、グループ全体の適切な内部統制の構築、維持、改善を図る。

(6) 当社および当社のグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当社は、当社および当社のグループ会社から成る企業集団のリスクに関する意識の浸透、リスクの早期発見および顕在化の未然防止、緊急事態発生時の対応等を定めた規程を整備する。

②当社は、当社および当社のグループ会社から成る企業集団のリスクマネジメントを統括する委員会を設置して、リスクマネジメントに関する全社方針を定め、リスクを評価し、リスクマネジメントに関する計画の立案・実行の状況を調査・監督し、必要なときは改善を勧告する。

③当社は、全社をあげて取組むべき緊急事態が発生した場合には、本社対策本部を設置し、迅速な事態の究明と解決に努める。

(7) 当社および当社のグループ会社から成る企業集団の運営ならびに当社のグループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ①当社は、当社および当社のグループ会社から成る企業集団の運営に関する規程を整備し、当該規程の下で国内外のグループ会社に対して事業の方針、事業計画、その他事業上の重要事項の報告を求めるとともに、グループ会社との間で経営戦略に関する相互認識を深め、共有化に努める。
- ②当社は、当社の監査役が主要なグループ会社の監査役その他の監査担当者との情報交換に努め、相互に連携して、企業集団の監査の実効性を確保できる体制の整備に努める。

(8) 当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役の職務を補佐すべき使用人に関する事項

当社は、社内規程に基づき、当社の監査役の指揮を受けその職務を補佐する専任の従業員を置く。当該従業員の人事については、監査役の承認を得た上で行う。

- ②監査役への報告に関する事項

ア) 当社の取締役および従業員は、当社および当社のグループ会社の重要な事項に関する会議に常勤監査役が参加できる体制を整備するほか、法令に基づく事項に加え、当社および当社のグループ会社に関する当社の監査役が求める事項について、適宜、監査役へ報告を行う。

イ) 当社の取締役は、内部監査部署の実施する内部監査の計画、内部監査実施の経過およびその結果について、監査役へ報告を行う。

ウ) 当社は、当社の取締役および従業員ならびに当社のグループ会社の取締役、監査役、従業員が当社の監査役への報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保できる体制を整備する。

- ③監査役の職務の執行について生じる費用に関する事項

当社の監査役の職務の執行について生じる費用は、監査役の職務の執行に必要なものを確保できる体制を整備する。

- ④その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、当社の監査役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況等について意見を交換し、相互認識を深める。

(9) 反社会的勢力排除のための体制

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは取引関係も含めた一切の関係を持たないこととし、これら反社会的勢力に対しては、外部専門機関と連携し、毅然とした態度で対応する。

(注) 上記の基本方針は、2006年5月15日開催の取締役会において決定し、その後、2011年3月25日、2012年3月23日、2015年3月31日および2019年3月29日開催の取締役会において一部改定を行ったものであります。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記の方針に基づいて、内部統制システムの点検・整備とその適切な運用に努めており、運用状況は以下のとおりであります。

### (1) 職務執行の適正性および効率性の確保に関する取り組み

- ①当社グループにおける内部統制システムの点検・整備については、「内部統制委員会」で審議しています。
- ②取締役会等における、社外取締役・社外監査役に対する報告内容の一層の充実、自由闊達かつ建設的な審議等を通じて、取締役の業務執行に対する監査、監督機能をより一層強化しています。
- ③グループ全体のコンプライアンスを徹底するための体制の確立・運営について、「コンプライアンス委員会」およびその傘下の地域法務・コンプライアンス統括（RLCO）による指導・支援を強化しています。
- ④グループ全体の従業員に対して内部通報制度利用の働きかけを強化しています。受信した通報に基づく調査については、通報者のプライバシーや秘密保持に対し最大限配慮し、誠実に通報を行った通報者が、通報を行ったことを理由として解雇、配転、差別などの不利益を受けることのないよう、最大限の注意を払いつつ、慎重かつ丁寧な調査対応を行うとともに、対応状況についてコンプライアンス委員会および監査役会に定期的におよび重大な案件については速やかに報告を行っています。
- ⑤コンプライアンス推進月間における各部でのコンプライアンスリスクの洗い出しおよびその発生予防策の策定・実施、従業員コンプライアンス意識調査、各種コンプライアンス研修の実施などを通じて、コンプライアンスリスクの具体的な低減および従業員のコンプライアンス意識の向上を図っています。
- ⑥当社は、専任の組織を設置して、当社および主要なグループ会社に対する内部監査を実施しており、その結果を、内部統制委員会に報告するとともに取締役会および監査役会等に報告しています。また、財務報告に係る内部統制の評価については、内部統制・監査部が事務局として対応し、同じく内部統制委員会に報告しています。
- ⑦重要な意思決定の迅速化、業務執行責任の明確化を図るため、執行役員制度を導入しています。また、適切な意思決定に向けて経営情報をより迅速かつ適正に把握できるよう、デジタルテクノロジーを活用した業務の飛躍的な効率化と質の向上に取り組んでいます。
- ⑧取締役の職務執行に係る情報については、情報管理に係る規程に従って適正に保存、管理しています。また、重要インフラ事業者の一員として、サイバーセキュリティを経営問題と考えており、さらに高まるサイバーセキュリティの脅威に対応するため、制御系も含め、国内外のグループ会社を含めた組織全体でセキュリティポリシーの策定、リスク管理・インシデント管理体制の構築等、リスク対策の更なる強化を進めています。

## (2) リスク管理に関する取り組み

- ①グループ全体に関わるリスク管理に関する方針の立案や、事業継続の基盤に関わるリスク情報の収集、社内への周知徹底等の諸施策について、「内部統制委員会」で審議しています。
- ②機会とリスクの双方の観点からの検討を必要とするリスクについて、当社およびグループ会社の経営戦略や設備投資・投融資をはじめとした経営上の重要事項に関しては、「経営会議」で都度、審議しています。また、サステナビリティに関しては、「サステナビリティ推進委員会」で中長期的な環境・社会問題について、当社グループの経営諸活動が社会と自社のサステナビリティの実現に寄与するよう、グループの各組織に向けて必要な提言を行っています。
- ③自然災害や感染症、地政学リスクを含む重大なリスクの未然防止および顕在化した際の対処方針等について、「リスク・クライスマネジメント委員会」で審議しており、リスクの低減、リスク発現時のクライシス対応の迅速化、損害や影響の最小化などに向けた取り組みを行っています。

## (3) グループ会社の経営管理に関する取り組み

- ①グループ会社の業務執行に係る管理規程に基づき、グループ各社の事業運営上の重要事項は当社に適切に報告されています。また、グループ全体で情報の共有化を進めており、経営戦略に関する相互認識と情報の共有化に努めています。
- ②当社は、グループ会社が経理や情報システム、レスポンシブル・ケア（安全・健康・環境・品質）といった重要な業務で最低限守るべき事項をグループ業務標準として定め、グループ会社にそれに準拠した制度を整備し、運用するよう、支援・指導しています。
- ③当社は、中国、アジア・オセアニア、米州、欧州の4地域に地域統括会社を設置しており、各地域統括会社は当社の方針の伝達、情報の収集と共有、専門的知見の提供やシェアドサービスの提供などを通じて、地域内のグループ会社における課題解決を支援するとともに、内部統制、コンプライアンス、レスポンシブル・ケア、情報セキュリティの一層の強化を図っています。

## (4) 監査役監査の実効性の確保に関する取り組み

- ①当社の監査役は、取締役会、経営会議、内部統制委員会、その他の重要会議に出席するほか、代表取締役との意見交換、工場・研究所への往査、本社・事業部門に対するヒアリング、国内外のグループ会社の調査、グループ会社監査役、監査等委員との意見交換を行うとともに、内部監査部門、コンプライアンス部門、レスポンシブルケア部門から定期的に、また、重要事項発生の都度、報告を受けています。また、会計監査人とは、会計監査人の品質管理体制の確認を含む監査計画の協議、監査結果の報告の受領、意見交換を行い、監査役が必要とする情報の適切な提供を受けています。
- ②当社では、監査役の職務を補佐するため、業務執行部門から独立した専任部署を設置し、専従のスタッフを置いています。監査役への報告を理由として不利な取扱いを受けないことおよび監査役の職務執行の費用の確保についても規程に明記し、徹底しています。

## 連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1. 連結計算書類の作成基準

当社およびその子会社（以下「当社グループ」という。）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成しております。  
なお、同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

### 2. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社等の数 …169社

上記には、ジョイント・オペレーション1社を含めております。

#### (2) 主要な連結子会社等の名称

住友ファーマ株式会社、CDT ホールディングス リミテッド、スミトモ ケミカル アジア プライベート リミテッド、東友ファインケム株式会社、ベーラント ノースアメリカ LLC、ザ ポリオレフィン カンパニー（シンガポール）プライベート リミテッド等

#### (3) 連結子会社等の増減

増加： 4社（取得、設立による増加）

減少： 21社（売却、清算等による減少）

### 3. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用した会社の数 …26社

#### (2) 主要な会社の名称

ラービング リファイニング アンド ペトロケミカル カンパニー、PCS（プライベート）リミテッド等

#### (3) 持分法適用会社の増減

増加： 3社（連結区分の変更による増加）

減少： 3社（売却による減少）

### 4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

子会社の決算日が当社グループの連結決算日と異なる場合には、連結決算日現在に実施した仮決算に基づく子会社の財務諸表を使用し、連結を行っております。

## 5. 会計方針に関する事項

### (1) 金融資産の評価基準及び評価方法

#### ①非デリバティブ金融資産

##### (i) 当初認識および測定

当社グループは、営業債権およびその他の債権については発生時に当初認識しております。それ以外の金融資産については、契約条項の当事者となった取引日に当初認識しております。

金融資産は、当初認識時に以下のとおり分類しております。

###### (a) 償却原価で測定する金融資産

次の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

###### (b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

- ・その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品

次の条件がともに満たされる負債性金融商品は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

- 契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方のために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- 金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

- ・その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品

投資先との取引関係の維持または強化を主な目的として保有する株式などの資本性金融商品について、当初認識時に、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定しております。

###### (c) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産として指定する場合、または (a) (b) 以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類される場合を除き、公正価値に取引コストを加算した金額で当初測定しております。

## ( ii ) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

### (a) 償却原価で測定する金融資産

実効金利法による償却原価で測定しております。また、これに係る利息発生額は連結損益計算書の金融収益に含まれております。

### (b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

公正価値で測定し、その変動額はその他の包括利益として認識しております。

ただし、資本性金融商品のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものから生じる配当金については、配当を受領する権利が確立された時点での金融収益の一部として、純損益に認識しております。また、当該金融資産の公正価値が著しく下落した場合または認識を中止した場合には、その他の資本の構成要素に累積したその他の包括利益累計額は、利益剰余金に振り替えております。

負債性金融商品に係る利息発生額は連結損益計算書の金融収益に認識されます。また当該金融資産の認識を中止した場合には、その他の資本の構成要素に累積したその他の包括利益累計額を純損益に組替調整額として振り替えております。

### (c) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

公正価値で測定し、その変動額は純損益として認識しております。

## ( iii ) 認識の中止

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合、または、金融資産を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクおよび便益を実質的にすべて移転した場合に、当該金融資産の認識を中止しております。

## ( iv ) 減損

当社グループは、金融資産および金融保証契約の減損の認識にあたっては、期末日ごとに、償却原価で測定する金融資産およびその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品もしくは金融保証契約に、当初認識時点からの信用リスクの著しい増加があるかどうかを評価しております。

金融資産の信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定しております。ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権およびその他の債権については、常に、貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているか否かは、当初認識時における債務不履行発生リスクと各期末日における債務不履行発生リスクを比較して判断しております。この判断には、以下のような、過去の事象、現在の状況、および将来の経済状況の予測についての、過大なコストや労力をかけずに利用可能な範囲内における合理的かつ裏付け可能な情報を考慮しております。

- (a) 内部信用格付け
- (b) 利用可能な場合、外部信用格付け
- (c) 借手の営業成績の実際のまたは予想される著しい変化
- (d) 借手の規制環境、経済環境または技術環境の実際のまたは予想される著しい不利な変化のうち、  
    借手が債務を履行する能力の著しい変化を生じさせるもの
- (e) 同一の借手の他の金融商品に係る信用リスクの著しい増大
- (f) 債務の裏付となっている担保の価値または第三者の保証もしくは信用補完の質の著しい変化  
    また、金融商品の予想信用損失は、契約上受け取るべき金額と、受け取りが見込まれる金額との差  
    額に時間価値を考慮の上測定し、当該測定に係る金額は、純損益として認識しております。

②デリバティブおよびヘッジ会計

当社グループは、為替変動リスクをヘッジするために、為替予約等のデリバティブを利用しております。デリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初測定され、その後も公正価値で再測定しております。

デリバティブの公正価値変動額は、純損益として認識しております。ただし、キャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分については、その他の包括利益として認識しております。

当社グループは、ヘッジ開始時に、ヘッジ会計を適用しようとするヘッジ関係ならびにヘッジを実施するにあたってのリスク管理目的および戦略について、公式に指定および文書化を行っております。当該文書は、具体的なヘッジ手段、ヘッジ対象となる項目または取引ならびにヘッジされるリスクの性質およびヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値またはキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーを相殺するに際してのヘッジ手段の公正価値変動の有効性の評価方法などを含んでおります。当社グループは、ヘッジ開始時および継続的に、ヘッジ取引に利用したデリバティブがヘッジ対象の公正価値またはキャッシュ・フローの変動を相殺するために有効であるか評価しております。

(i) 公正価値ヘッジ

ヘッジ手段の公正価値の変動は純損益にて認識しております。ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値の変動はヘッジ対象の帳簿価額を修正し、純損益として認識しております。

(ii) キャッシュ・フロー・ヘッジ

キャッシュ・フロー・ヘッジについては、ヘッジ手段に係る利得または損失のうち有効な部分はキャッシュ・フロー・ヘッジとしてその他の包括利益で認識しており、非有効部分は純損益に認識しております。

その他の包括利益を通じて認識された利得または損失の累計額は、ヘッジ対象から生じるキャッシュ・フローが純損益に影響を与える期に組替調整額として純損益に振り替えております。ただし、ヘッジ対象が非金融資産の認識を生じさせるものである場合には、当該資産の当初の取得原価の測定に直接含めております。

予定取引がもはや発生可能性が高いと言えなくなった場合にはヘッジ会計を中止し、さらに発生が見込まれなくなった場合には、その他の包括利益を通じて認識された利得または損失の累計額を純損益に振り替えております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しております。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価および見積販売費用を控除した額であります。取得原価は、主として総平均法に基づいて算定されており、購入原価、加工費ならびに現在の場所および状態に至るまでに要したすべての費用を含んでおります。

(3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（使用権資産以外）

有形固定資産については、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で測定しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去および土地の原状回復費用、ならびに資産計上すべき借入コストが含まれております。

土地および建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上しております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

・建物及び構築物 5-60年

・機械装置及び運搬具 4-12年

なお、見積耐用年数、残存価額および減価償却方法は、各期末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

②無形資産

無形資産については、取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した価額で測定しております。

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定し、企業結合で取得した無形資産は、取得日の公正価値で測定しております。内部発生の研究費用は発生時に費用として認識しております。内部発生の開発費用は、資産として認識するための基準がすべて満たされた場合に限り無形資産として認識することとしております。

無形資産の償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上しております。なお、仕掛中の研究開発として計上された無形資産は、未だ使用可能な状態にないため、償却をせず、毎期、または減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。仕掛中の研究開発は、規制当局の販売承認が得られた時点で特許権、販売権等の項目に振り替え、当該資産が使用可能となった時点から償却を開始しております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・特許権 3－15年
- ・ソフトウェア 3－10年

なお、見積耐用年数、残存価額および償却方法は、各期末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

### ③使用権資産

当社グループは、契約がリースであるかまたはリースを含んでいると判定した場合、リース開始日において、使用権資産およびリース負債を認識しております。

使用権資産については、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した価額で測定しております。取得原価は、リース負債の当初測定額に当初直接コスト等を調整し、原資産の原状回復費用等を加えた額で構成されております。使用権資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数またはリース期間のいずれか短い期間にわたり、定額法で計上しております。

なお、短期リースおよび少額資産のリースについては、リース料をリース期間にわたり定額法により費用認識しております。

### (4) のれんに関する事項

のれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

のれんの償却は行わず、毎期、または減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。

のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入は行っておりません。

### (5) 非金融資産の減損

当社グループは、期末日ごとに非金融資産の減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれんおよび耐用年数を確定できない、または未だ使用可能ではない無形資産については、減損の兆候の有無に関わらず、回収可能価額を毎年同じ時期に見積っております。

資産またはその資産の属する資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいざれか高い方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値および当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いております。個々の資産について回収可能価額を見積ることができない場合には、継続的な使用により他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する、最小の資金生成単位に統合しております。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減損がテストされるように、必要に応じて統合しております。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位（グループ）に配分しております。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成いたしません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位（グループ）の回収可能価額を算定しております。減損損失は、資産または資金生成単位（グループ）の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に純損益として認識いたします。資金生成単位（グループ）に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額いたします。

のれんに関連する減損損失は戻入れをいたしません。のれん以外の資産に関しては、過年度に認識された減損損失について、毎期末日において損失の減少または消滅の可能性を示す兆候が存在しているかどうかを評価しております。そのような兆候が存在する場合は、当該資産または資金生成単位の回収可能価額の見積りを行っております。その回収可能価額が、資産または資金生成単位の帳簿価額を超える場合、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費または償却費を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として、減損損失を戻入れております。

(6) 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的または推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値および当該負債に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

①売上割戻引当金

公的なプログラムや卸店、その他の契約等に対する売上割戻金の支出に備えて、その見込額を計上しております。

②資産除去引当金

有形固定資産の除去に関して法令または契約で要求される法律上の義務およびそれに準ずるものに備えて、その支出費用見込額を計上しております。

③返品調整引当金

返品による損失に備えるため、製品および商品の返品予測高を計上しております。

④固定資産撤去費用引当金

撤去の方針を決定した固定資産の撤去工事に伴う費用の支出に備えるため、その支出見込額を計上しております。

(7) 退職後給付の会計処理方法

当社グループは、従業員の退職後給付制度として確定給付制度と確定拠出制度を運営しております。

当社グループは、確定給付制度債務の現在価値および関連する当期勤務費用ならびに過去勤務費用を、予測単位積増方式を用いて算定しております。

割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しております。

確定給付制度に係る負債または資産は、確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除し

て算定しております。

ただし、確定給付制度が積立超過である場合は、確定給付資産の純額は、制度からの返還又は制度の将来掛金の減額の形で利用可能な経済的便益の現在価値を資産上限額としております。

確定給付制度の再測定額は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識し、直ちにその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えております。

過去勤務費用は、発生した期の純損益として処理しております。

確定拠出型の退職給付に係る掛金は、従業員が勤務を提供した期間に費用として認識しております。

#### (8) 収益

##### ①顧客との契約から生じる収益

当社グループは、次の5ステップアプローチに基づき、約束した製品または役務を顧客に移転し、顧客が当該製品または役務に対する支配を獲得した時に収益を認識しております。

ステップ1：契約の識別

ステップ2：履行義務の識別

ステップ3：取引価格の算定

ステップ4：履行義務への取引価格の配分

ステップ5：履行義務の充足による収益の認識

当社グループはアグロ＆ライフソリューション、ICT＆モビリティソリューション、アドバンストメディカルソリューション、エッセンシャル＆グリーンマテリアルズおよび住友ファーマの各製品の製造・販売を主な事業としており、これらの製品の販売については、製品の引渡し時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡し時点で収益を認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から、返品、値引きおよび割戻し等を控除した収益に重大な戻入れが生じない可能性が高い範囲内の金額で算定しております。

化学産業設備の設計・工事監督等の一部の履行義務については、製品または役務に対する支配が一定期間にわたり移転することから、履行義務の進捗に応じて一定期間にわたり収益を認識しております。進捗度の測定は、見積原価総額に対する実際原価の割合で算出しております（インプット法）。

##### ②利息収益

利息収益は、実効金利法により認識しております。

##### ③配当金

配当収益は、配当を受け取る権利が確定した時点で認識しております。

#### (9) グループ通算制度の適用

当社および一部の連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

1. サプライヤー・ファイナンス契約—IAS第7号及びIFRS第7号の改訂

当社グループは、当期より、2023年5月に改訂されたIAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」及びIFRS第7号「金融商品：開示」（サプライヤー・ファイナンス契約の開示の拡充）を適用しております。当該基準書の適用による連結計算書類への重要な影響はありません。

2. 負債の流動または非流動への分類及び特約条項付きの非流動負債—IAS第1号の改訂

当社グループは、当期より、2020年1月及び2022年10月に公表されたIAS第1号「負債の流動または非流動への分類及び特約条項付きの非流動負債」の改訂を適用しております。当該基準書の適用による連結計算書類への重要な影響はありません。

#### (会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当期に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌期に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

##### 1. 非金融資産の減損

有形固定資産、のれんおよび無形資産の減損テストにおいて、資金生成単位を判別した上で、当該資金生成単位における使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか高い方を回収可能価額として測定しております。当該処分コスト控除後の公正価値算定上の仮定、あるいは使用価値算定の基礎となる資金生成単位の使用期間中および使用後の処分により見込まれる将来キャッシュ・フローの見積りにおける仮定、割引率等は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、有形固定資産、のれんおよび無形資産の金額に重要な影響を生じさせる可能性を有しております。

当期末の連結財政状態計算書において、有形固定資産759,266百万円、のれん257,811百万円ならびに無形資産239,319百万円を計上しております。

このうち、住友ファーマセグメントの連結子会社である住友ファーマ株式会社ののれん197,406百万円および無形資産172,509百万円について、減損テストにおける処分コスト控除後の公正価値は、将来キャッシュ・フローの見積額を資金生成単位ごとに設定した加重平均資本コスト等を割引率として用いて現在価値に割り引いて算定しています。上市後の無形資産の将来キャッシュ・フローの見積りには、対象となる製品の薬価、関連する疾患領域における患者数および当該製品のシェア等に基づく製品の収益予測および固定費の予測等の多くの前提条件が含まれています。また、のれんを含む資金生成単位の将来キャッシュ・フローの見積りは、上述の前提条件に加え、開発品に係る研究開発活動の成功確率等を勘案した開発品の収益予測等の前提条件が含まれています。これらの前提条件や割引率は、将来発生する事象によって影響を受ける可能性があり、のれんおよび無形資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

##### 2. 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産については、将来減算一時差異等を利用できる将来の課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。当該回収可能性の判断は、当社グループの事業計画に基づいて見積もった将来の各期の課税所得を前提としております。当該将来の課税所得の見積りは、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、繰延税金資産の金額に重要な影響を生じさせる可能性を有しております。

当期末の連結財政状態計算書において、繰延税金資産34,608百万円ならびに繰延税金負債111,048百万円を計上しております。

### 3. 引当金の測定

引当金は、将来において債務の決済に要すると見込まれるキャッシュ・フローの期末日における最善の見積りに基づいて測定しております。将来において債務の決済に要すると見込まれるキャッシュ・フローは、将来の起こりうる結果を総合的に勘案して算定しております。これら引当金の測定において使用される仮定は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、引当金の金額に重要な影響を生じさせる可能性を有しております。

当期末の連結財政状態計算書において、引当金115,685百万円を計上しております。

### 4. 金融商品の公正価値

特定の金融商品の公正価値を測定する際に、市場で観察可能ではないインプットを利用する評価技法を用いております。当該観察不能インプットは、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合は金融商品の金額に重要な影響を生じさせる可能性を有しております。

当期末の連結財政状態計算書では、その他の金融資産73,375百万円ならびにその他の金融負債17,267百万円について、当該評価技法を用いて公正価値を測定しております。

### 5. 共同支配企業に対する投資の評価

当社は、当社の持分法適用会社であるラービング リファイニング アンド ペトロケミカル カンパニー（以下「ペトロ・ラービング社」という。）に対する投資について、減損の兆候の有無を判断しており、減損の兆候が存在する場合には減損テストを実施しております。回収可能価額は公正価値で算定しており、公正価値には市場価格を用いております。回収可能価額は将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、持分法で会計処理されている投資の金額に重要な影響を生じさせる可能性を有しております。

当期末の連結財政状態計算書において、ペトロ・ラービング社に対する持分法で会計処理されている投資として175,929百万円を計上しております。

(連結財政状態計算書に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

共同支配企業に対する投資（注）	175,929百万円
有形固定資産	3,960百万円
受取手形及び売掛金	5,961百万円
その他	5,305百万円

担保に係る債務

借入金	6,742百万円
-----	----------

（注）共同支配企業の借入金 168,587百万円を担保するため、物上保証に供しております。

2. 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権	8,961百万円
その他の金融資産（非流動）	447百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額

2,436,191百万円

なお、上記の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

4. 偶発債務

保証債務	207,702百万円
------	------------

(連結持分変動計算書に関する注記)

1. 当期末の発行済株式の種類および株式数

普通株式	1,657,217,608株
------	----------------

2. 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2024年5月15日 取締役会	普通株式	4,908百万円	3.00円	2024年 3月31日	2024年 6月3日
2024年10月30日 取締役会	普通株式	4,910百万円	3.00円	2024年 9月30日	2024年 12月3日

②基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2025年5月14日 取締役会	普通株式	9,820百万円	6.00円	2025年 3月31日	2025年 6月2日

(収益認識に関する注記)

#### 1. 収益の分解

当社グループは、「アグロ＆ライフソリューション」、「ICT＆モビリティソリューション」、「アドバンストメディカルソリューション」、「エッセンシャル＆グリーンマテリアルズ」、および「住友ファーマ」の事業を主な事業としており、当社の取締役会が、経営資源の配分の決定および業績の評価をするために、定期的に検討を行う対象としていることから、これらの事業で計上する収益を売上収益として表示しております。また、売上収益は顧客の所在地に基づき地域別に分解しております。これらの分解した売上収益と各報告セグメントの売上収益との関連は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	アグロ＆ ライフ ソリューション	ICT& モビリティ ソリューション	アドバンスト メディカル ソリューション	エッセンシャル＆ グリーン マテリアルズ	住友ファーマ	その他 (注1)	合 計
日本	92,288	96,978	46,884	368,703	91,764	88,290	784,907
中国	10,084	200,085	581	141,983	41,754	58	394,545
北米	111,001	33,541	3,756	24,774	246,003	0	419,075
(うち、米国)	(101,553)	(33,258)	(3,663)	(21,082)	(243,542)	(0)	(403,098)
東南アジア	26,994	75,477	1,995	145,399	4,160	11,398	265,423
その他	299,854	200,914	8,929	218,170	14,320	144	742,331
合計	540,221	606,995	62,145	899,029	398,001	99,890	2,606,281
うち顧客との契約から 認識した収益	540,221	606,995	62,145	899,029	371,974	99,890	2,580,254
うちその他の源泉から 認識した収益 (注2)	—	—	—	—	26,027	—	26,027

(注) 1 「その他」の事業は、放射性診断薬、電力・蒸気の供給、化学産業設備の設計・工事監督、運送・倉庫業務等を含んでおります。

2 その他の源泉から認識した収益は、相手先が顧客とはみなされない場合の共同パートナーとの契約等から生じる売上収益であります。

#### 2. 履行義務

当社グループが履行義務を充足する通常の時点、返品および返金の義務については、「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 5. 会計方針に関する事項 (8) 収益」に記載のとおりであります。顧客との契約で約束された製品または役務の対価は、履行義務の充足時点から主として1年以内に回収しており、重大な金融要素は含まれておりません。

### 3. 契約残高

顧客との契約から生じた契約残高の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当期首 (2024年4月1日)	当期末 (2025年3月31日)
顧客との契約から生じた債権	537,707	513,070
契約資産	7,383	281
契約負債	22,593	25,210

顧客との契約から生じた債権および契約資産は「営業債権及びその他の債権」に含まれており、契約負債は「その他の流動負債」および「その他の非流動負債」に含まれております。

契約資産は、主に進行中の工事契約の対価および特定の製品の販売に関する契約に基づいて移転した財またはサービスに係る対価を受け取る権利に対して認識しており、契約負債は、主に顧客からの前受金に対して認識しております。

当期の期首時点での契約負債（流動）に含まれていた金額は16,164百万円であります。この金額のうち、当期に収益として認識されなかった金額に重要性はありません。

また、当期において、過去の期間に充足（または部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

### 4. 未充足の履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格および収益の認識が見込まれる時期は1年以内が27,582百万円、1年超が27,802百万円であります。なお、個別の契約期間が1年以内と見込まれる取引は、実務上の便法を使用しているため記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

### 5. 顧客との契約の獲得または履行のためのコストから認識した資産

当期において、顧客との契約の獲得または履行のために発生したコストの金額に重要性はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・為替リスク・金利リスク・市場価格の変動リスク）に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、リスク管理を行っております。

①信用リスク

当社は、債権管理について定めた社内規程に従い、営業債権について、各事業部門における営業担当部が定期的に全営業取引先の状況、販売取引高および債権残高をチェックして取引方針の見直しを実施するとともに、財務状況等の悪化等による取引先の信用リスクの早期把握や軽減を図っております。

連結子会社においても、各社の規程に基づき事業部門または経理担当部門が取引先の財務状況および信用状況の管理を行っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、信用度の高い金融機関および商社とのみ取引を行っており、信用リスクに及ぼす影響は限定的です。

なお、特定の取引先について重要な信用リスクのエクスポートナーはなく、特段の管理を要する信用リスクの過度な集中はありません。

②流動性リスク

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクであります。

当社は、各部署の入出金予定に基づき、財務担当部門が適時に資金繰り計画を作成・更新しております。手許流動性は、資産効率を考慮して、通常は売上収益の1日分相当程度に抑制しておりますが、金融機関との間に当座借越契約および総額148,000百万円のコミットメント・ライン契約を締結することなどにより、流動性リスクを管理しております。なお、当期末において、コミットメント・ライン契約の使用残高はありません。

また、当社および主要な連結子会社は、前期より導入したキャッシュマネジメントシステムおよびグループファイナンスの活用により、当社グループ内での資金効率の向上を図り、流動性リスクの低減に努めております。

③為替リスク

当社および一部の連結子会社は、外貨建ての営業債権債務および借入金について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して為替予約取引をヘッジ目的で利用しております。なお、当社グループは、取引の対象物の価格変動に対する当該取引の公正価値の変動率が大きい取引（レバレッジの効いたデリバティブ取引）は利用しておりません。

#### ④金利リスク

当社グループは、資金需要に対してその内容や財務状況および金融環境を考慮し、調達の金額・期間・方法等を判断しております。今後の金利の変動に備え、固定金利・変動金利を適宜組み合わせて調達を行っておりますが、金利が上昇した場合には支払利息が増加し、当社グループの経営成績ならびに財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### ⑤市場価格の変動リスク

当社グループは、主に取引先企業等との関係の強化・維持を目的として事業運営上の関係を有する企業の株式を保有していることから、株価の変動リスクに晒されております。なお、株式については定期的に公正価値や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を定期的に見直しております。

## 2. 金融商品の公正価値等に関する事項

### ①金融商品の帳簿価額と公正価値

金融商品の公正価値ヒエラルキーは、公正価値測定に用いたインプットのレベル区分に基づき、以下のいずれかに分類しております。

レベル1：活発な市場における同一の資産または負債の市場価格

レベル2：レベル1以外の、直接または間接的に観察可能な価格で構成されたインプット

レベル3：観察可能な市場データに基づかないインプット

当期末における償却原価で測定する金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
金融負債：		
社債	597,433	530,974
長期借入金	509,354	498,867

上記には、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている金融商品は含めておりません。

社債の公正価値は、市場価格に基づいて算定しております。

長期借入金の公正価値は、将来キャッシュ・フローを新規に同様の契約を実行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

償却原価で測定する金融商品の公正価値ヒエラルキーについては、社債はレベル2、その他のものはレベル3に分類しております。

当期末における公正価値で測定する金融資産および金融負債は、以下のとおりであります。  
金融商品のレベル間の振替は、振替のあった報告期間の期末日に認識することとしております。

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
<b>資産：</b>				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	—	15	—	15
ヘッジ手段に指定されたデリバティブ資産	—	1,010	—	1,010
ヘッジ手段に指定されていない デリバティブ資産	11,192	1,714	950	13,856
その他の金融資産	11,192	2,739	950	14,881
小計	11,192	2,739	950	14,881
<b>その他の包括利益を通じて公正価値で 測定する金融資産</b>				
株式及び出資金	101,283	—	72,425	173,708
営業債権及びその他の債権	—	40,127	—	40,127
小計	101,283	40,127	72,425	213,835
合計	112,475	42,866	73,375	228,716
<b>負債：</b>				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	—	476	—	476
ヘッジ手段に指定されたデリバティブ負債	—	2,045	—	2,045
ヘッジ手段に指定されていない デリバティブ負債	—	—	897	897
条件付対価	—	—	16,370	16,370
その他の金融負債	—	2,521	17,267	19,788
合計	—	2,521	17,267	19,788

②レベル3に区分された金融商品の調整表

レベル3に区分された金融商品の当期首から当期末までの変動は、以下のとおりであります。

なお、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産を「FVTPLの金融資産」、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産を「FVTOCIの金融資産」、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債を「FVTPLの金融負債」と記載しております。

(単位：百万円)

	FVTPLの 金融資産	FVTOCIの 金融資産	FVTPLの 金融負債
期首残高	116,909	80,721	21,078
レベル3へ（から）の振替	—	△11	—
利得および損失合計	△110,403	△6,161	△1,593
純損益（注1）	△110,403	—	△1,593
その他の包括利益	—	△6,161	—
增加	224	1,819	998
減少	△224	△2,498	△1,496
売却目的で保有する資産への振替	—	△267	—
その他（注2）	△5,556	△1,178	△1,720
期末残高	950	72,425	17,267

(注) 1 純損益に含まれている利得および損失のうち、FVTPLの金融資産に関するものは、連結損益計算書の「金融収益」および「金融費用」に含まれております。また、FVTPLの金融負債に関する利得および損失のうち、条件付対価の公正価値変動は連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に、その他の金融負債に係るものは「金融収益」および「金融費用」に含まれております。当期におけるFVTPLの金融資産の減少は、主に当社の持分法適用会社であるペトロ・ラービング社への貸付金及び長期未収利息に係る債権放棄によるものであります。

- 2 「その他」は主に外貨建金融商品に係る為替換算差額によるものであります。為替換算差額は、連結損益計算書の「金融収益」または「金融費用」および、連結包括利益計算書の「在外営業活動体の換算差額」に含まれております。
- 3 公正価値ヒエラルキーレベル3に区分された公正価値測定は、適切な権限者に承認された評価方針および手続に従って行われており、金融商品の個々の資産性質、特徴ならびにリスクを最も適切に反映できる評価モデルを決定しております。また、評価者は公正価値の変動に影響を与える重要な指標の推移と公正価値の推移を比較し、合理的に説明可能であるか継続的に検証しております。

レベル3に区分された金融商品の公正価値測定に係る重要な観察不能インプットは、以下のとおりであります。

- ・FVTPLの金融資産については、割引キャッシュ・フロー法により公正価値を算定しており、重要な観察不能インプットは将来キャッシュ・フローの総額（前連結会計年度末164,712百万円）および割引率（前連結会計年度末7.00%）であります。ペトロ・ラービング社に対する貸付金及び長期未収利息の公正価値については、将来キャッシュ・フローの見積りには主要製品の将来における販売価格・マージン及びペトロ・ラービング社の全社的な操業度等の仮定を置いておりましたが、当連結会計年度において、2024年8月及び2025年1月に債権放棄を実施した貸付金750百万米ドルおよび長期未収利息については金融資産の認識を中止しております。
- ・FVTOCIの金融資産は主に非上場株式で構成されており、原則として割引キャッシュ・フロー法等により公正価値を算定しておりますが、公正価値が純資産価値に近似していると考えられる非上場株式等については、主に純資産価値に基づく評価技法により公正価値を算定しております。
- ・FVTPLの金融負債のうち、条件付対価は割引キャッシュ・フロー法により公正価値を算定しており、重要な観察不能インプットは関連する事業から生じる売上収益および割引率であります。その他の金融負債は、一部の連結子会社で発行済の優先株式の持分を、株式の保有者の要求に基づきいつでもその純資産価値に基づく価額で償還可能であるため金融負債として認識したものであり、純資産価値に基づく評価技法により公正価値を算定しております。
- ・上記観察不能インプットは、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり親会社所有者帰属持分	550円37銭
基本的1株当たり当期利益	23円59銭

(重要な後発事象に関する注記)

当社子会社におけるアジア事業の会社分割（簡易吸収分割）ならびに株式譲渡契約締結

連結子会社である住友ファーマ株式会社（以下「住友ファーマ」という。）は、2025年4月1日、同社の取締役会において、丸紅株式会社の完全子会社である丸紅グローバルファーマ株式会社との間で、住友ファーマの完全子会社である住友製薬投資（中国）有限公司およびスミトモ ファーマ アジア パシフィック プライベート リミテッドならびにそれらの子会社によるアジア事業を、住友ファーマが新設する完全子会社（以下「新会社」という。）に吸収分割の方法により承継させた上で、新会社の発行済株式のうち60%を丸紅グローバルファーマ株式会社に譲渡することを定めた株式譲渡契約を締結することを決議しました。

これらにより、2026年3月期にその他の営業収益として約450億円計上する見込みです。なお、当該金額は概算額であり、現時点では確定していません。

**株主資本等変動計算書** (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

資本金	株主資本								自己株式	株主資本合計		
	資本剰余金			利益剰余金			利益準備金	その他利益剰余金(注)				
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金(注)	利益剰余金合計						
当期首残高	89,938	23,935	2	23,937	21,361	212,114	233,475	△8,355	338,995			
当期変動額												
新株の発行	120	120		120						241		
剰余金の配当						△9,818	△9,818			△9,818		
当期純利益						24,174	24,174			24,174		
自己株式の取得									△6	△6		
自己株式の処分			△0	△0					0	0		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)												
当期変動額合計	120	120	△0	120	—	14,356	14,356	△6	14,591			
当期末残高	90,059	24,055	2	24,057	21,361	226,470	247,831	△8,361	353,586			

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	31,252	171	31,422	370,418
当期変動額				
新株の発行				241
剰余金の配当				△9,818
当期純利益				24,174
自己株式の取得				△6
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	9,077	△171	8,906	8,906
当期変動額合計	9,077	△171	8,906	23,497
当期末残高	40,328	—	40,328	393,915

(注) その他利益剰余金の内訳

(単位：百万円)

	別途積立金	繰越利益剰余金	合計
当期首残高	130,000	82,114	212,114
当期変動額			
剰余金の配当		△9,818	△9,818
当期純利益		24,174	24,174
当期変動額合計	－	14,356	14,356
当期末残高	130,000	96,470	226,470

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準および評価方法

#### (1) 有価証券

- ①満期保有目的の債券 …償却原価法
- ②子会社株式および関連会社株式 …原価法（移動平均法）

#### (3) その他有価証券

- 市場価格のない …時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- 株式等以外のもの …原価法（移動平均法）

- 市場価格のない …原価法（移動平均法）

#### 株式等

- (2) デリバティブ …時価法

- (3) 棚卸資産 …原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）（総平均法）

### 2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産以外） …定額法

- (2) 無形固定資産 …定額法

- (3) リース資産

- 所有権移転外ファイナンス・ …リース期間定額法
- リース取引に係るリース資産

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

受取手形等貸金の貸倒れによる損失に備えるため設定しており、一般債権については合理的に見積った貸倒率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員賞与等の支出に備えるため設定しており、支給見込額に基づき、当期に負担すべき額を計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため設定しており、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額を、発生した期あるいは翌期から費用処理しております。

(4) 修繕引当金

製造設備等にかかる定期修繕費用の支出に備えるため設定しており、支出費用見込額のうち前回の定期修繕の日から当期末までの期間に対応する額を計上しております。

(5) 環境対策引当金

環境対策を目的とした支出に備えるため設定しており、当期末における発生費用の見積額を計上しております。

(6) 固定資産撤去費用引当金

固定資産の撤去工事に伴う費用の支出に備えるため設定しており、その支出費用見込額を計上しております。

(7) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態を勘案し、投資額を超えて当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

(8) 事業構造改善引当金

事業構造改善に伴う費用の支出に備えるため、その支出費用見込額を計上しております。

(9) 関係会社株式売却損失引当金

関係会社株式の売却に伴う損失に備えるため、当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

#### 4. 収益の計上基準

①顧客との契約から生じる収益

当社は、次の5ステップアプローチに基づき、約束した製品または役務を顧客に移転し、顧客が当該製品または役務に対する支配を獲得した時に収益を認識しております。

ステップ1：契約の識別

ステップ2：履行義務の識別

ステップ3：取引価格の算定

ステップ4：履行義務への取引価格の配分

ステップ5：履行義務の充足による収益の認識

当社はアグロ＆ライフソリューション、ICT＆モビリティソリューション、アドバンストメディカルソリューションおよびエッセンシャル＆グリーンマテリアルズの各製品の製造・販売を主な事業としており、これらの製品の販売については、製品の引渡し時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡し時点での収益を認識しております。ただし、国内の取引については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から、返品、値引きおよび割戻し等を控除した収益に重大な戻入れが生じない可能性が高い範囲内の金額で算定しております。

②利息収益

利息収益は、実効金利法により認識しております。

③配当金

配当収益は、配当を受け取る権利が確定した時点で認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

支出時に全額費用として処理しております。

(2) ヘッジ会計の方法

①繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建債権債務

③ヘッジ方針

デリバティブ取引の限度額を実需の範囲とする方針であり、投機目的によるデリバティブ取引は行わないこととしております。

④ヘッジ有効性評価の方法

それぞれのヘッジ手段とヘッジ対象が対応していることを確認することにより、有効性を評価しております。

(3) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(4) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(表示方法の変更に関する注記)

貸借対照表において「流動負債」の「その他」に含めていた「前受金」(前事業年度3,382百万円)、および損益計算書において「雑損失」に含めていた「長期前払費用償却」(前事業年度915百万円)は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当期に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌期に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 固定資産の減損

有形固定資産	239,846百万円
無形固定資産	21,779百万円

有形固定資産および無形固定資産の減損損失の測定において、資産をグルーピングした上で、当該資産または資産グループにおける使用価値と正味売却価額のうちいずれか高い方を回収可能価額として実施しております。当該正味売却価額算定上の仮定、あるいは使用価値算定の基礎となる資産又は資産グループの使用期間中および使用後の処分により見込まれる将来キャッシュ・フローの見積りにおける仮定、割引率等は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、有形固定資産および無形固定資産の金額に重要な影響を生じさせる可能性を有しております。

2. 繙延税金資産の回収可能性

繙延税金負債（純額）	42,423百万円
------------	-----------

3. 関係会社に対する投資の評価

関係会社株式	212,690百万円
--------	------------

上記の関係会社株式の内容は、ペトロ・ラービング社株式であります。

関係会社株式は、市場価格が著しく下落し、かつ回復可能性が見込めない場合には評価損を計上しております。

なお、連結注記表に同一の内容を記載している会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報については、省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

関係会社株式（注） 212,690百万円

（注）関連会社の借入金168,587百万円を担保するため、物上保証に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,181,076百万円

なお、上記の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

3. 偶発債務

保証債務 481,677百万円

債権流動化に伴う買戻し義務額 889百万円

4. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 257,966百万円

長期金銭債権 40百万円

短期金銭債務 152,582百万円

長期金銭債務 298百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 447,347百万円

仕入高 381,805百万円

営業取引以外の取引による取引高

135,847百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当期末における自己株式の種類および株式数

普通株式 20,517,033株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

繰越欠損金	24,440百万円
固定資産減損損失	23,675百万円
投資有価証券	12,935百万円
関係会社株式売却損失引当金	6,986百万円
固定資産撤去費用引当金	4,517百万円
棚卸資産	3,876百万円
減価償却費	3,493百万円
賞与引当金	3,353百万円
退職給付引当金	3,260百万円
貸倒引当金	1,789百万円
その他	15,316百万円
繰延税金資産小計	103,640百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△24,440百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△68,582百万円
評価性引当額小計	△93,022百万円
繰延税金資産合計	10,618百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	△32,913百万円
その他有価証券評価差額金	△18,508百万円
退職給付信託設定益	△1,278百万円
その他	△342百万円
繰延税金負債合計	△53,041百万円
繰延税金負債純額	△42,423百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」が2025年3月31日に国会で成立したことにより、当事業年度の繰延税金資産および繰延税金負債の計算において使用した法定実効税率は、前事業年度の計算において使用した30.62%から、2026年4月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については31.52%となります。

その結果、繰延税金負債（繰延税金資産の金額を控除した金額）が1,598百万円、当事業年度に計上された法人税等調整額が1,070百万円、それぞれ増加し、その他有価証券評価差額金が528百万円減少しております。

## (関連当事者との取引に関する注記)

## 子会社および関連会社

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)	
子会社	住友ファーマ株式会社	(所有)直接51.78	当社製品の販売先債務の保証先  資金の預り先  当社製品の販売先	債務保証(注1)	205,421	—	—	
	住化ファイナンス株式会社	(所有)直接100.00		資金の預り(注2)	△3,700	預り金	18,000	
				利息の支払(注2)	61	未払費用	19	
				債権者としての地位の継承・資金の回収(注3)	110,918	長期貸付金	—	
				利息の受取(注3)	2,057	未収利息	—	
	サンテーラ株式会社	(所有)直接100.00		貸付金の債権放棄(注4)	7,381	短期貸付金	—	
	スミトモケミカル アジアプライベート リミテッド	(所有)直接100.00		資金の貸付(注5)	19,345	短期貸付金	39,592	
				利息の受取(注6)	1,997	—	—	
				債務保証(注6)	13,898	—	—	
	SSLM株式会社	(所有)直接100.00	当社製品の販売先	債務保証(注7)	14,747	—	—	
	ペーラント U.S.A. LLC	(所有)間接100.00	当社製品の販売先	製品の販売(注8)	24,757	売掛金	14,742	
	スミトモケミカル ブラジルインダストリア キミカ S.A.	(所有)直接100.00	当社製品の開発・普及・販売先	製品の販売(注9)	42,748	売掛金	41,324	
				債務保証(注10)	15,269	—	—	
	東友ファインケム株式会社	(所有)直接100.00	当社製品の販売先資金の借入先	資金の借入(注11)	△605	短期借入金	47,846	
				利息の支払(注11)	1,633	未払費用	177	

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社	京葉エチレン株式会社	(所有)直接45.00	製品の購入先 原材料の売却先	ナフサ等の原材料の売却(注12)	128,586	未収入金	20,839
				エチレン等の製品の購入(注13)	134,168	貯掛金	22,663
関連会社	ラービング リファイニング アンド ペトロケミカル カンパニー	(所有)直接37.50	当社技術の供与先	利息の受取	—	投資その他 の資産 [その他] (長期未収 利息)	—
				長期未収利息の債権放棄(注3)	868		
				貸付金の債権放棄(注3)	110,918	長期貸付金	—
				債務保証(注14)	206,330	—	—
				担保の差入(注15)	168,587	—	—

#### 取引条件および取引条件の決定方針等

- (注1) 住友ファーマ株式会社の金融機関からの借入債務および売掛債権売却に係る債務につき、債務保証を行っております。なお、取引金額には、保証債務の期末残高を記載しております。
- (注2) 住化ファイナンス株式会社からの資金の預りについては、市場金利を勘案して決定しております。なお、取引金額には、当期における純増減額を記載しております。
- (注3) 住化ファイナンス株式会社への資金の貸付については市場金利を勘案して決定しております。また、当該貸付は形式的・名目的に住化ファイナンス株式会社を経由したものであり、実質的な貸付先はペトロ・ラービング社となります。当該長期貸付金については当期において住化ファイナンス株式会社から当社が債権者としての地位を継承した後、全額債権放棄を行いました。債権者としての地位の継承をもって、当社が住化ファイナンス株式会社に対して有していた長期貸付金は回収されたものとしております。また、ペトロ・ラービング社に対して有していた長期未収利息についても当期において全額債権放棄を行いました。なお、翌期以降、当社が保有するペトロ・ラービング社株式の内、持分約22.5%を規制当局及び第三者の承認を含む条件を前提としてサウジ・アラムコ社に約702百万米ドルで売却し、本株式売却完了を前提として株式売却対価をペトロ・ラービング社に拠出することを予定しております。
- (注4) サンテーラ株式会社に対する短期貸付金について、同社の清算に伴い債権放棄を行いました。同社は当期中に清算結了したことから、関連当事者に該当しないものとなりました。
- (注5) スミトモ ケミカル アジア プライベート リミテッドへの資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、取引金額には、当期における純増減額を記載しております。
- (注6) スミトモ ケミカル アジア プライベート リミテッドのペトロ・ラービング社からの仕入債務および金融機関からの借入債務につき、債務保証を行っております。なお、取引金額には、保証債務の期末残高を記載しております。

- (注7) SSSLM株式会社の金融機関等からの借入債務につき、債務保証を行っております。なお、取引金額には、保証債務の期末残高を記載しております。
- (注8) ベーラント U.S.A. LLCへの製品の販売については、市場価格等を勘案して決定しております。
- (注9) スミトモ ケミカル ブラジル インダストリア キミカ S.A.への製品の販売については、市場価格等を勘案して決定しております。
- (注10) スミトモ ケミカル ブラジル インダストリア キミカ S.A.の金融機関等からの借入債務につき、債務保証を行っております。なお、取引金額には、保証債務の期末残高を記載しております。
- (注11) 東友ファインケム株式会社からの資金の借入については、市場金利を勘案して決定しております。なお、取引金額には、当期における純増減額を記載しております。
- (注12) 京葉エチレン株式会社への原材料の売却については、市場価格等を勘案して決定しております。
- (注13) 京葉エチレン株式会社からの製品の購入については、市場価格等を勘案して決定しております。
- (注14) ペトロ・ラービング社の金融機関からの借入債務につき、債務保証を行っております。なお、取引金額には、保証債務の期末残高を記載しております。
- (注15) ペトロ・ラービング社の金融機関からの借入債務を担保するため、当社が保有する同社株式を物上保証に供しております。なお、取引金額には、担保に係る債務の期末残高を記載しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 5. 会計方針に関する事項 (8) 収益」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	240円68銭
1株当たり当期純利益	14円77銭

備考

連結注記表および個別注記表の記載金額は四捨五入により表示しております。